

久山町こども計画

令和7年3月

久 山 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景	1
2 こども計画の概要・位置づけ	2
3 計画策定の経緯	3
第2章 久山町のこども・若者を取り巻く現状.....	5
1 久山町の状況	5
2 こども・子育て支援の状況	19
3 アンケート調査結果の概要	22
4 第2期久山町子ども・子育て支援事業計画の実施状況と評価	37
第3章 計画の基本的な方向.....	55
1 計画の基本理念	57
2 基本目標	57
3 計画の体系	59
第4章 施策の展開.....	60
基本目標1 こどもの権利の保障	60
基本目標2 こどもの健やかな成長への切れ目のない支援	61
基本目標3 こども・若者の自立への支援	66
基本目標4 こども・若者の生きることへの支援	70
基本目標5 子育てしやすい地域づくり	76
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	79
1 教育・保育の量の見込み	79
2 地域子ども・子育て支援事業	83
第6章 計画の推進にあたって.....	92
1 計画の推進と地域におけるそれぞれの役割	92
2 計画の進行管理	93

第7章 資料編.....	94
1 久山町子ども・子育て会議条例	96
2 久山町子ども・子育て会議の構成委員	97
3 久山町子ども・子育て会議の開催経過	98
4 久山町子ども・子育て会議事務局	98
5 用語解説	99

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、12月に「こども大綱」が閣議決定されました。この法律と大綱は、次代の社会を担う全てのこどもが、健やかに成長し、将来にわたって、幸福な生活を送ることができる社会（ウェルビーイング）の実現を目指しており、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための施策や取組を推進することが求められています。

一方で、近年では児童虐待の相談対応件数やいじめ認知件数、小中学校での不登校児童生徒数、こどもの自殺者数などが増加傾向のほか、こどもの権利が十分に保障されていない現状もあります。その他にも、こどもの貧困やヤングケアラー、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く課題は複雑化してきています。

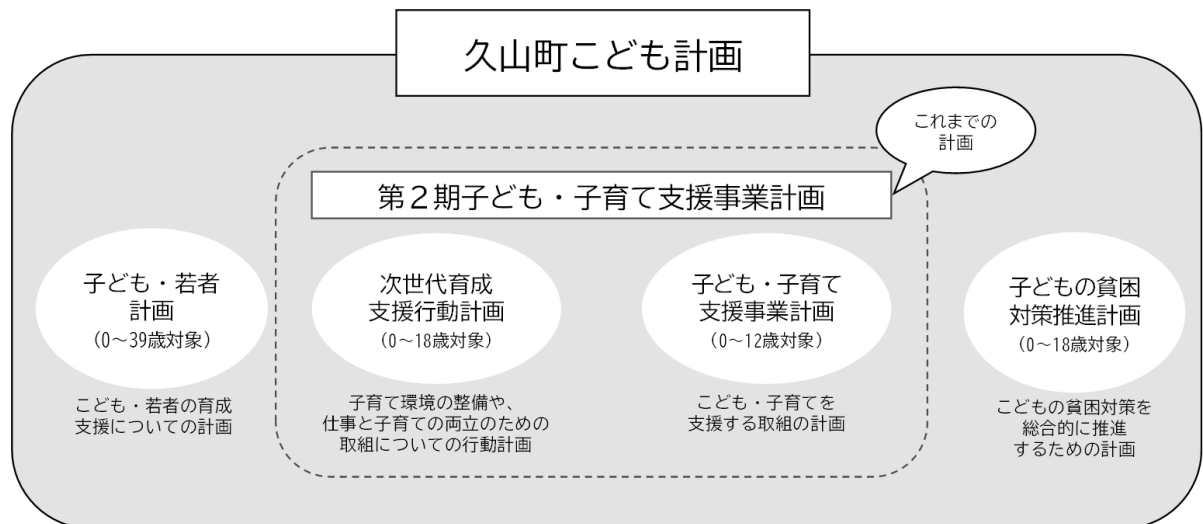
本町も人口が増加する一方、特別な配慮が必要なこどもの増加や、家族の形態の多様化など、社会的ニーズも変化しています。さらに、核家族化や価値観の多様化も影響して、コミュニティの希薄化も危惧されています。

本町では、令和2年3月に「第2期久山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に関する取り組みを推進してきました。この計画期間が令和6年度をもって終了することを受け、久山町で生まれ育ったこども・若者が、夢や希望を持つことができるよう、その権利を保障し、健やかな育ちを地域全体で支え合う環境をつくることを目指した「久山町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 こども計画の概要・位置づけ

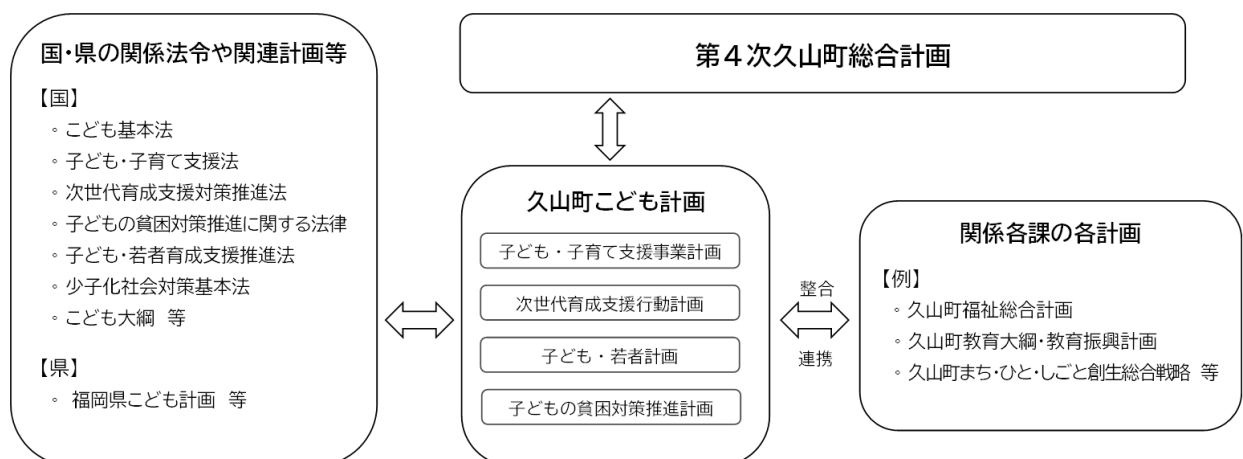
(1) こども計画策定の趣旨

本計画は、本町のこども・若者を中心に据え、子育て当事者や家庭、学校、職場、地域など社会全体で、こども施策を推進していくことを目指すものです。また、本計画策定にあたっては、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させます。



(2) こども計画の位置づけ

■ 久山町こども計画の位置づけ



(3) 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画策定の経緯

(1) 久山町子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、保護者、地域住民、学識経験者、関係団体代表等で構成している「久山町子ども・子育て会議」を開催し、会議での検討内容を本計画に反映しています。

(2) アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や、子育て支援ニーズ、こども及び保護者の生活状況、こども・若者の意識や生活等を把握することにより、今後の施策の充実に活かすとともに、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査、子どもの貧困対策計画に関する調査、こども・若者計画に関する調査を実施しました。

1) 調査期間

調査種別ごとの調査期間は次の通りです。

種 別		調査期間
子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査		令和6年1月30日～2月22日
子どもの貧困対策計画		令和6年1月30日～2月22日
こども・若者計画	小学生本人及び中学生本人	令和6年1月30日～2月22日
	15歳から39歳本人	令和6年6月21日～7月16日

2) 実施方法

実施した調査種別と対象者は次の通りです。

種 別	番号	対象者	対象者数 (件)	配布・回収方法	
				配布	回収
子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	①-1	未就学児保護者	435	郵送	郵送、Web
	②-2	小学生保護者	497		
子どもの貧困対策計画	②	小学生保護者 (小学4～6年生) ※ニーズ調査と同時に実施	—		
	③	中学生保護者 (中学1、2年生)	192		
子どもの貧困対策計画 こども・若者計画	④	小学生本人 (小学4～6年生)	332		
	⑤	中学生本人 (中学1、2年生)	200		
こども・若者計画	⑥	15歳～39歳本人	1,833	郵送	Web

3) 回収状況

実施した調査種別と対象者は次の通りです。

番号	対象者	対象者数 (件)	回収数 (件)			回収率 (%)
			郵送	We b	計	
①-1	未就学児保護者	435	89	137	226	51.95
①-2	小学生保護者	497	100	129	229	46.08
②	小学生保護者	—	59	72	131	—
③	中学生保護者	192	35	49	84	43.75
④	小学生本人 (小学4～6年生)	332	66	43	109	32.83
⑤	中学生本人 (中学1、2年生)	200	36	23	59	29.50
⑥	15歳～39歳本人	1,833		507	507	27.66

(3) パブリックコメントの実施

(実施後に記載します。)

第2章 久山町のこども・若者を取り巻く現状

1 久山町の状況

(1) 総人口とこども人口の推移

1) 総人口・年齢3階級別人口の推移

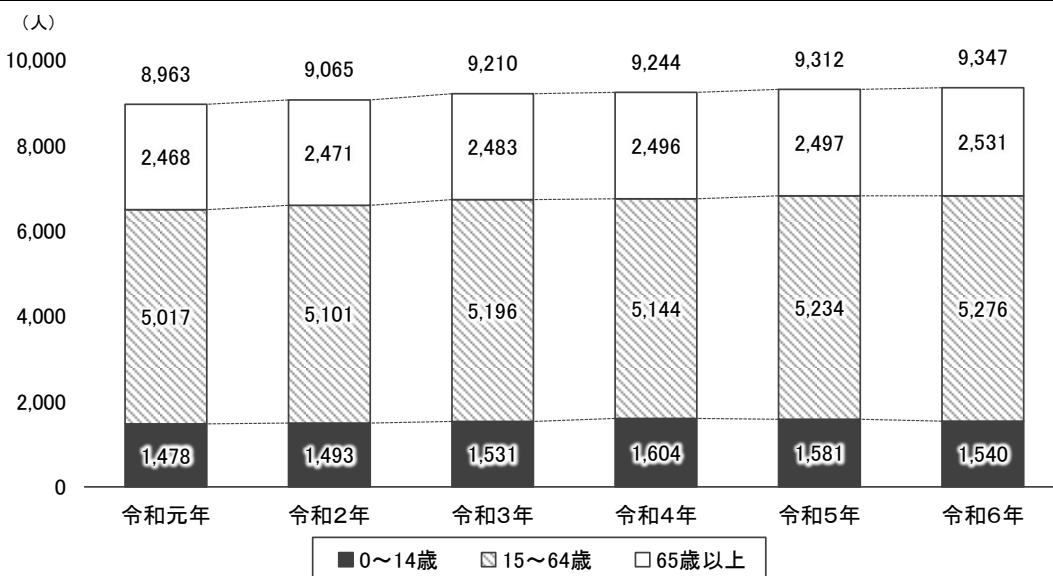
本町の総人口は増加傾向にあり、令和元年の8,963人から令和6年の9,347人と384人増加しています。

年齢3階級別でみると、0～14歳人口は令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年から一転して減少し、令和6年で1,540人となっています。15～64歳人口は令和3年まで増加が続き、令和4年で一度減少しましたが、その後再び増加傾向となっています。また、65歳以上人口は微増が続いており、令和6年で2,531人、総人口に占める割合（高齢化率）は27.1%となっています。

【総人口・年齢3階級別人口構成の推移】

単位：人、%

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	8,963	9,065	9,210	9,244	9,312	9,347
0～14歳	1,478	1,493	1,531	1,604	1,581	1,540
比率	16.5	16.5	16.6	17.4	17.0	16.5
15～64歳	5,017	5,101	5,196	5,144	5,234	5,276
比率	56.0	56.3	56.4	55.6	56.2	56.4
65歳以上	2,468	2,471	2,483	2,496	2,497	2,531
比率	27.5	27.3	27.0	27.0	26.8	27.1



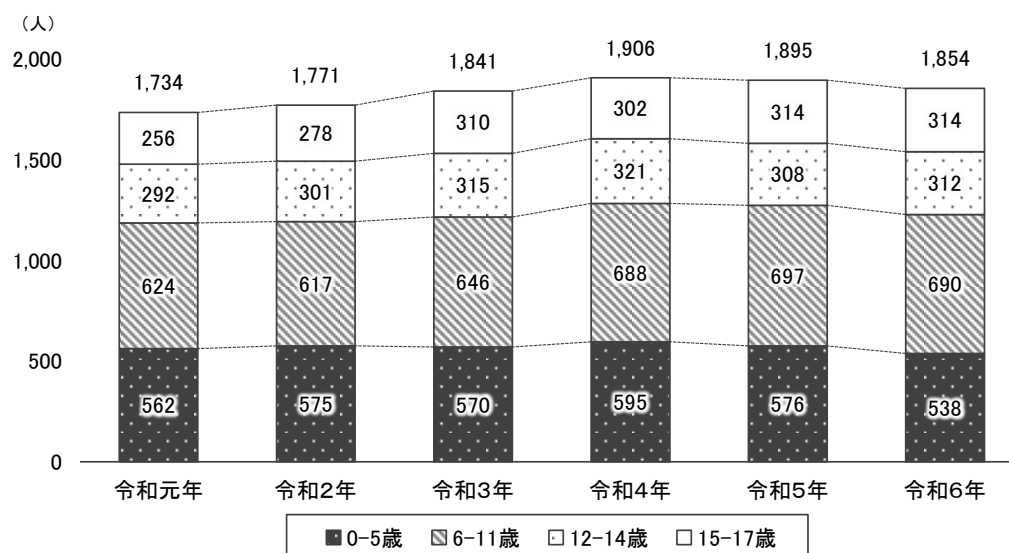
※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2) こども計画の主な対象となるこどもの数（0～17歳）

0～17歳のこども人口の推移をみると、令和4年度をピークにその後は減少傾向となっています。

こどもの年齢区分別人口の比率については、ほぼ変わらない数値を推移しています。

【こども（0～17歳）人口の推移】



※資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【こども（0～17歳）人口の推移】

単位：人

	実績					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	86	76	80	83	53	67
1歳	93	100	79	95	105	58
2歳	80	93	110	88	95	108
3歳	99	92	101	119	93	88
4歳	106	100	96	106	122	94
5歳	98	114	104	104	108	123
6歳	102	104	124	117	108	109
7歳	101	109	110	127	119	105
8歳	102	100	111	117	127	117
9歳	93	104	104	118	116	127
10歳	107	94	102	105	119	112
11歳	119	106	95	104	108	120
12歳	91	116	104	97	104	108
13歳	94	91	118	104	100	104
14歳	107	94	93	120	104	100
15歳	102	105	99	96	122	103
16歳	72	102	108	99	93	121
17歳	82	71	103	107	99	90
計	1,734	1,771	1,841	1,906	1,895	1,854
0～5歳	562	575	570	595	576	538
6～11歳	624	617	646	688	697	690
12～14歳	292	301	315	321	308	312
15～17歳	256	278	310	302	314	314

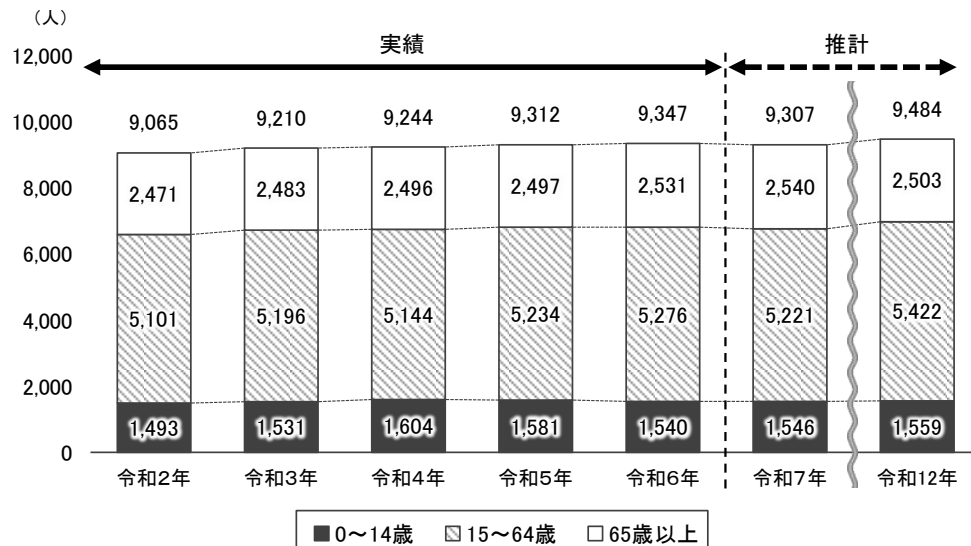
※資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 将来人口の推計

1) 総人口・年齢3階級別人口の将来推計

国勢調査を基にした人口推計では、令和7年でわずかに総人口が減少しますが、令和12年では増加する見込みとなっています。

【総人口・年齢3階級別人口の将来推計】

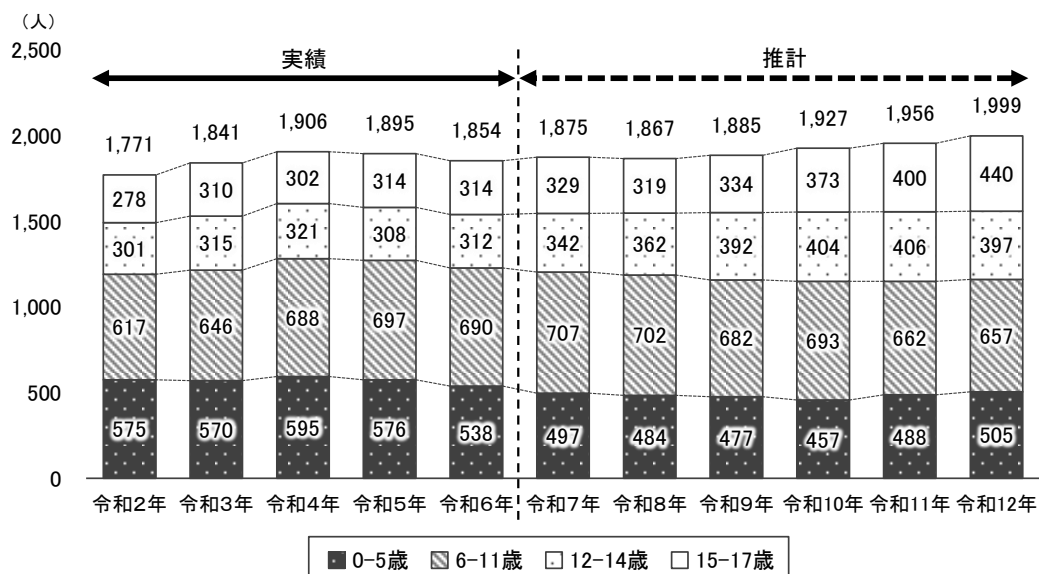


※資料：実績は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、推計は「第3期久山町まち・ひと・しごと創成総合戦略第3期久山町人口ビジョン」における久山町人口展望推計（国調推計）

2) こどもの人口の将来推計

第3期久山町人口ビジョンによる合計特殊出生率の増加、転入の継続を仮定して、こどもの人口は令和7年以降で緩やかに増加するものと推計します。

【こども（0～17歳）人口の将来推計】



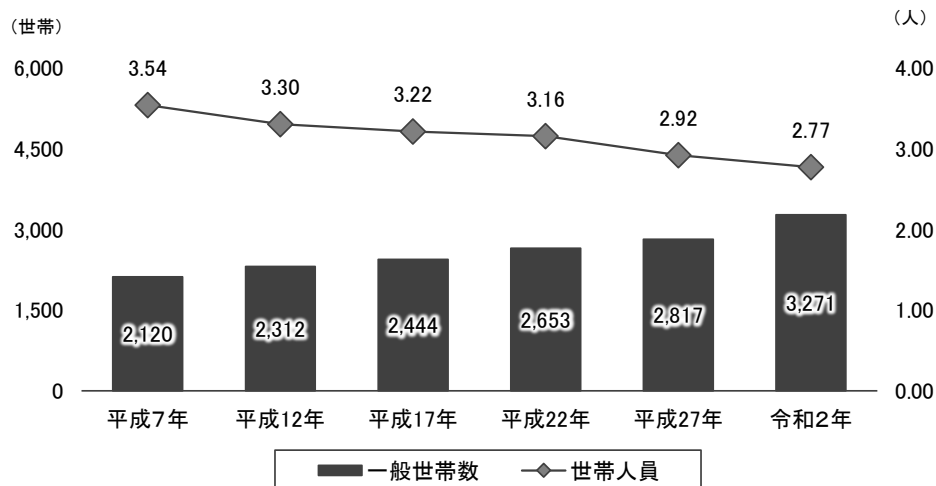
※資料：実績は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、推計は「第3期久山町まち・ひと・しごと創成総合戦略第3期久山町人口ビジョン」における久山町人口展望推計（国調推計）に基づく各歳別推計

(3) 世帯の状況

1) 世帯数及び世帯人員の推移

国勢調査をみると、本町における一般世帯数は年々増加が続いており、令和2年で3,271世帯となっています。また、一世帯あたりの世帯人員は減少が続き、令和2年では2.77人となっており、核家族化が進行していることがうかがえます。

【一般世帯数及び世帯人員の推移】



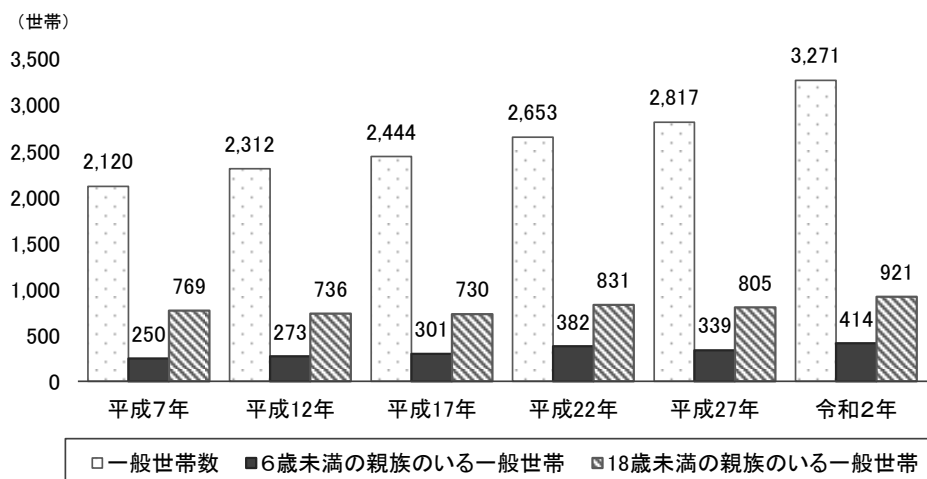
※資料：国勢調査

2) こどもがいる世帯の推移

一般世帯のうち、18歳未満のこどもがいる世帯数は、令和2年で921世帯、6歳未満のこどもがいる世帯数は414世帯となっており、平成7年から増加しています。

ひとり親世帯における母子世帯をみると、令和2年で27世帯と、平成22年以降横ばいが続いています。父子世帯は、平成27年まで微増傾向にありましたが、令和2年は4世帯へと減少しています。

【一般世帯数及びこどもがいる世帯の割合】



※資料：国勢調査

【こどもがいる世帯及び世帯人員の推移】

単位：世帯、％

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	2, 120	2, 312	2, 444	2, 653	2, 817	3, 271
6 歳未満の親族のいる一般世帯	250	273	301	382	339	414
世帯の割合	11. 8	11. 8	12. 3	14. 4	12. 0	12. 7
1 人世帯	－	－	－	－	－	－
2 人世帯	1	－	3	4	4	4
3 人世帯	26	58	78	79	81	122
4 人世帯	64	69	93	172	119	155
5 人世帯	68	45	52	69	87	77
6 人世帯	49	51	40	37	25	30
7 人以上の世帯	42	50	35	21	23	26
18 歳未満の親族のいる一般世帯	769	736	730	831	805	921
世帯の割合	36. 3	31. 8	29. 9	31. 3	28. 6	28. 2
1 人世帯	－	－	－	3	－	－
2 人世帯	5	5	10	14	14	17
3 人世帯	80	112	144	154	173	226
4 人世帯	227	222	226	346	312	365
5 人世帯	201	165	163	161	200	193
6 人世帯	144	130	113	95	61	67
7 人以上の世帯	112	102	74	58	45	53

※資料：国勢調査

【ひとり親世帯及び一般世帯に占める割合】

単位：世帯、％

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
母子世帯（総数）	14	11	16	26	26	27
一般世帯数に占める割合	0. 66	0. 48	0. 65	0. 98	0. 92	0. 83
父子世帯（総数）	1	3	3	5	8	4
一般世帯数に占める割合	0. 05	0. 13	0. 12	0. 19	0. 28	0. 12
一般世帯数	2, 120	2, 312	2, 444	2, 653	2, 817	3, 271

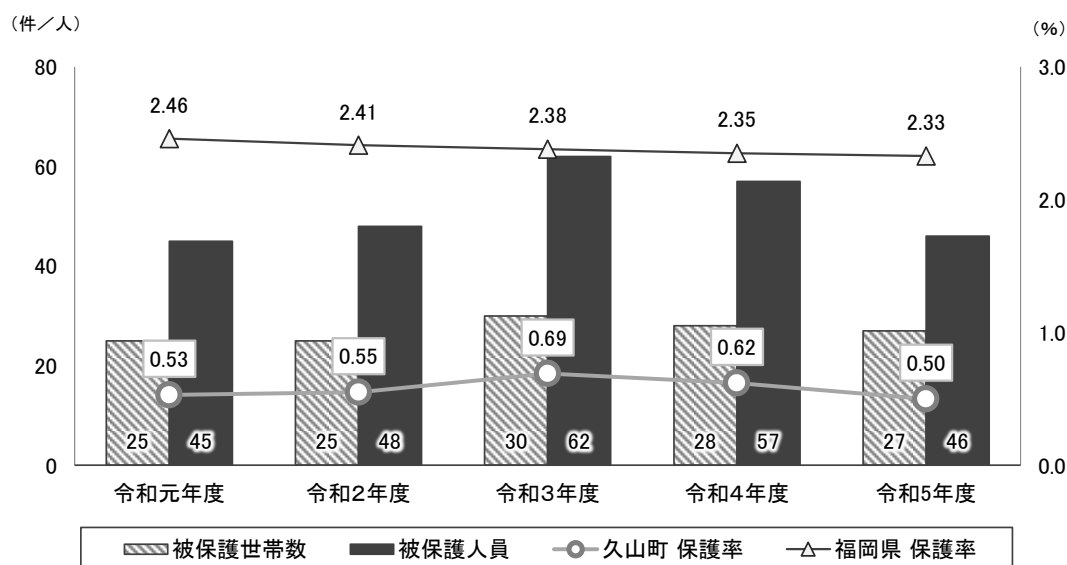
※資料：国勢調査

3) 生活保護受給世帯および被保護人員の推移

本町の生活保護受給世帯および被保護人員は令和3年度で一度大きく増加しましたが、その後は減少傾向にあり、被保護人員は令和5年度で46人となっています。

また、保護率は令和5年度で0.50%となっており、福岡県と比較して低くなっています。

【生活保護受給世帯および被保護人員数・保護率の推移】



※資料：福岡県の生活保護

(4) 人口動態

1) 転入・転出の状況

本町の転入・転出者数は、継続して転入者数が転出者数を上回って推移しています。ただし、転入超過数（転入と転出の差）をみると、平成29年以降は概ね130人以上の超過数となっていましたが、令和3年では92人、令和5年では75人と100人を下回っています。

【転入・転出者数の推移】

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入者数	502	456	503	486	410
転出者数	372	317	411	347	335
転入超過数	130	139	92	139	75

※資料：住民基本台帳人口移動報告

2) 出生・死亡の状況

出生数をみると、令和2年をピークに減少傾向となり、令和5年で59人となっています。死亡数は100人前後で推移しています。

また、自然増減数は、令和5年で46人減となり、自然減（死亡数が出生数を上回る状態）が継続しています。

【出生・死亡数の推移】

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	70	82	75	69	59
死亡数	97	93	104	93	105
自然増減数	▲ 27	▲ 11	▲ 29	▲ 24	▲ 46

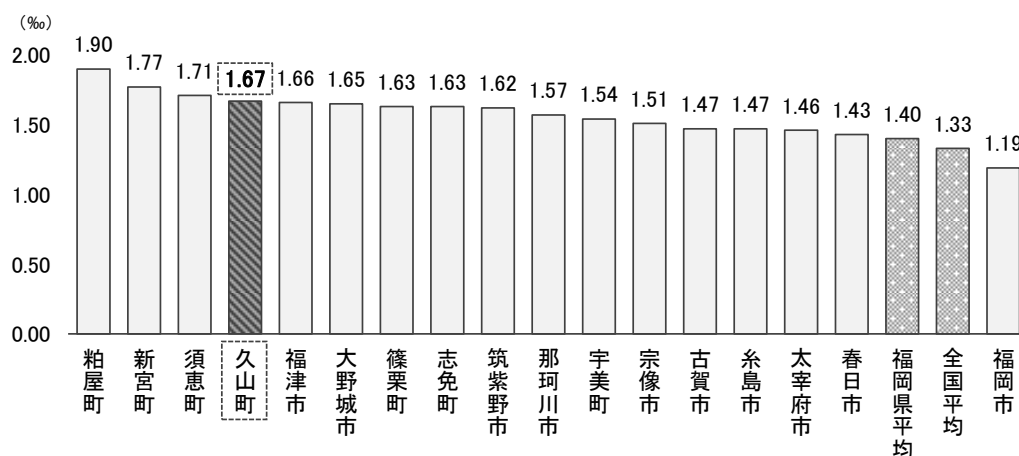
※資料：人口動態調査

3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均で1.67となっており、福岡都市圏内の市町と比較すると4番目に高くなっています。

また、福岡県や全国の平均と比較しても本町の合計特殊出生率は高い傾向にあります。

【福岡都市圏における合計特殊出生率の比較】



※資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年平均）

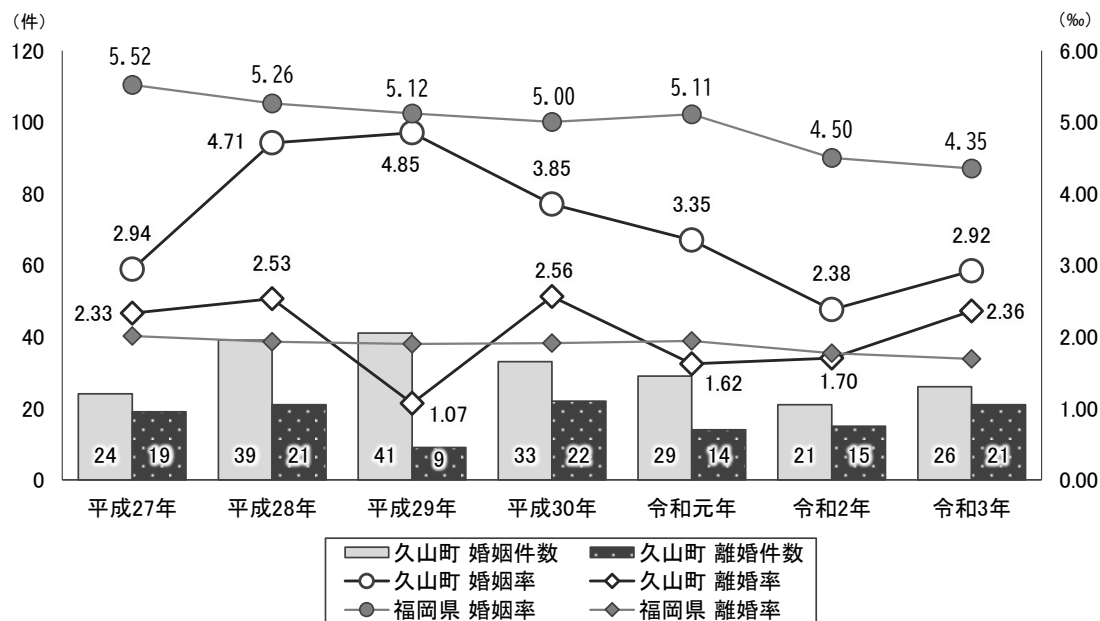
※福岡県は市町村の平均値

4) 婚姻・離婚の状況

本町における婚姻件数は、平成 29 年の 41 件をピークに減少傾向にあります。
また、婚姻率（人口千人に対する婚姻件数の割合）は、福岡県の割合を下回って推移しており、令和 3 年では 2.92‰となっています。

離婚件数は平成 27 年から令和 2 年まで増減を繰り返しています。

【婚姻数(率)と離婚数(率)の推移】



※資料：福岡県人口動態統計

【婚姻率と離婚率の推移（久山町・福岡県）】

単位：‰

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
久山町	婚姻率	2.94	4.71	4.85	3.85	3.35	2.38	2.92
	離婚率	2.33	2.53	1.07	2.56	1.62	1.70	2.36
福岡県	婚姻率	5.52	5.26	5.12	5.00	5.11	4.50	4.35
	離婚率	2.01	1.93	1.90	1.91	1.94	1.77	1.69

※資料：福岡県人口動態統計

※婚姻率（‰）＝（婚姻件数÷人口）×1000

※離婚率（‰）＝（離婚件数÷人口）×1000

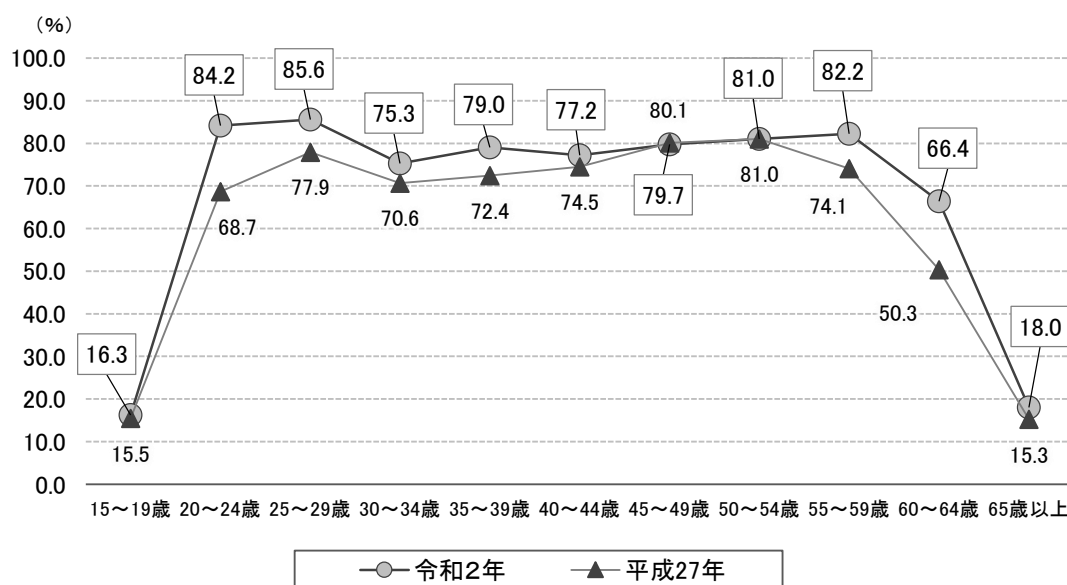
(5) 就労状況

1) 女性の年齢別労働力率

本町における女性の年齢別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をみると、平成27年から令和2年にかけて45～49歳、50～54歳を除く年代で労働力率が増加しています。

また、20～24歳に関しては、本町へ就労のために転入してきた外国人の数が急増したことも理由の一つとなっていると考えられます。

【女性の年齢別労働力率（平成27年・令和2年）】



※資料：国勢調査

【女性の年齢別労働力率（久山町・福岡県・全国）令和2年】

単位：%

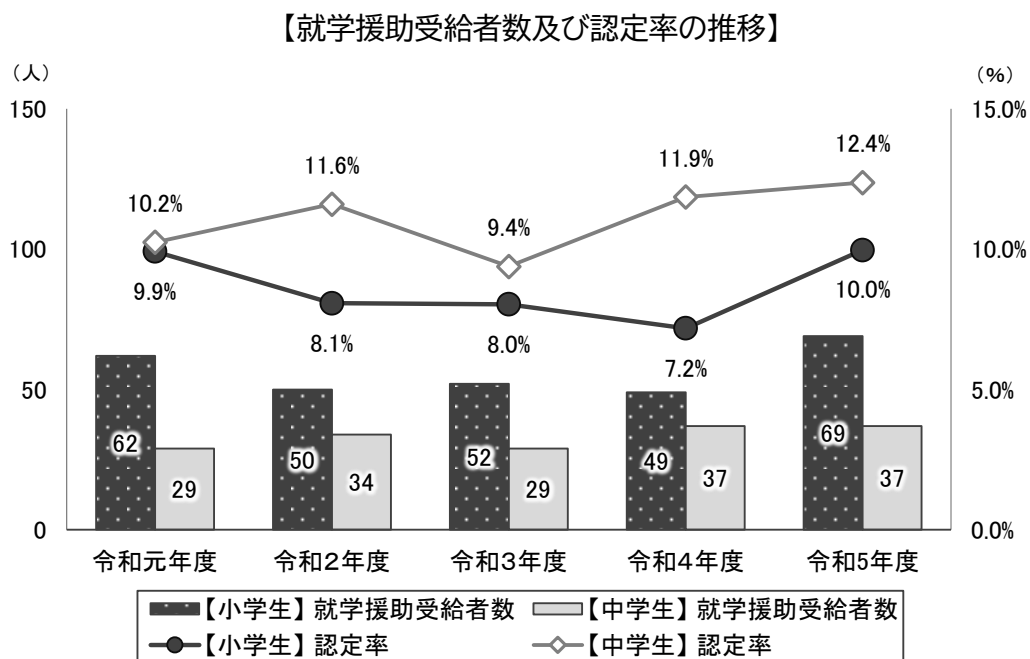
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
久山町	16.3	84.2	85.6	75.3	79.0	77.2	79.7	81.0	82.2	66.4	18.0
福岡県	16.6	74.0	85.8	78.9	77.8	80.9	82.0	80.1	74.8	61.1	18.9
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

※資料：国勢調査

(6) こどもの状況

1) 就学援助受給者の状況

本町における就学援助受給者数は、令和5年度で小学生が69人、中学生が37人となっています。認定率の推移をみると、小学生は令和元年度から令和4年度にかけて減少傾向にありましたが、令和5年度で増加に転じ、10.0%となっています。中学生は令和4年度から増加が続いており、認定率は12.4%となっています。



※資料：庁内資料

2) 児童扶養手当受給世帯の推移

本町の児童扶養手当受給世帯数は、令和5年で72世帯となっており、令和元年から増加傾向にあります。内訳としては、母子世帯が65世帯と9割以上を占めており、令和4年から令和5年にかけて10世帯増加しています。また、父子世帯は5世帯、養育者世帯は2世帯となっています。

【児童扶養手当受給世帯数の推移】

単位：世帯

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
母子世帯	52	53	58	55	65
父子世帯	3	4	4	5	5
養育者世帯	1	1	2	2	2
総数	56	58	64	62	72

※資料：庁内資料

3) 児童虐待等に関する状況

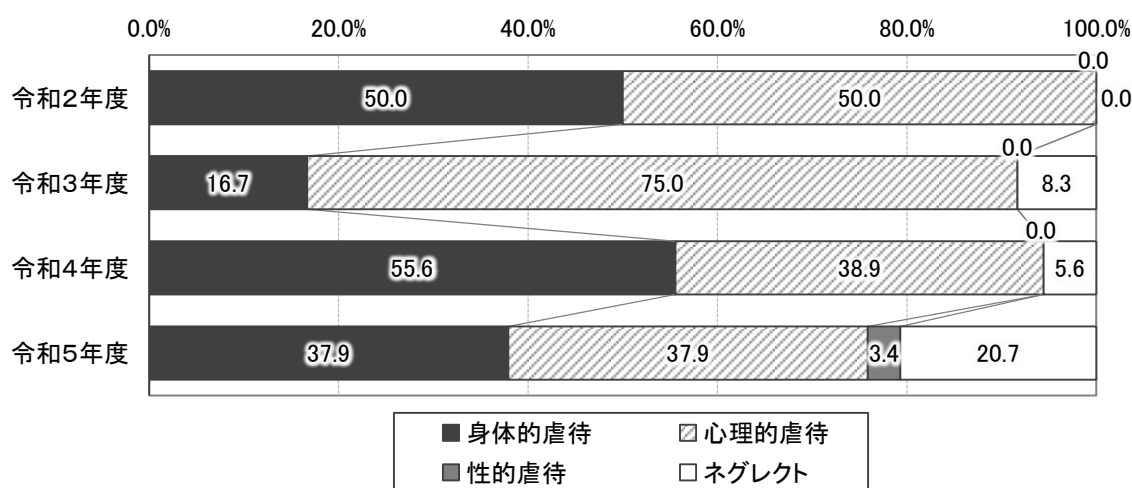
① 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳

児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳をみると、令和5年度で身体的虐待、心理的虐待がともに 37.9%と最も高くなっており、次いで、ネグレクト（20.7%）、性的虐待（3.4%）となっています。

また、総数の推移をみると、令和2年度の8件から令和5年度で29件となっており、相談・通告件数は3年間で21件増加しています。

令和4年度から児童虐待防止対策の強化を図るために「子ども家庭総合支援拠点」として相談体制を整備したことも、件数の増加につながったと考えられます。

【児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の推移】



単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	4	2	10	11
心理的虐待	4	9	7	11
性的虐待	0	0	0	1
ネグレクト	0	1	1	6
総数	8	12	18	29

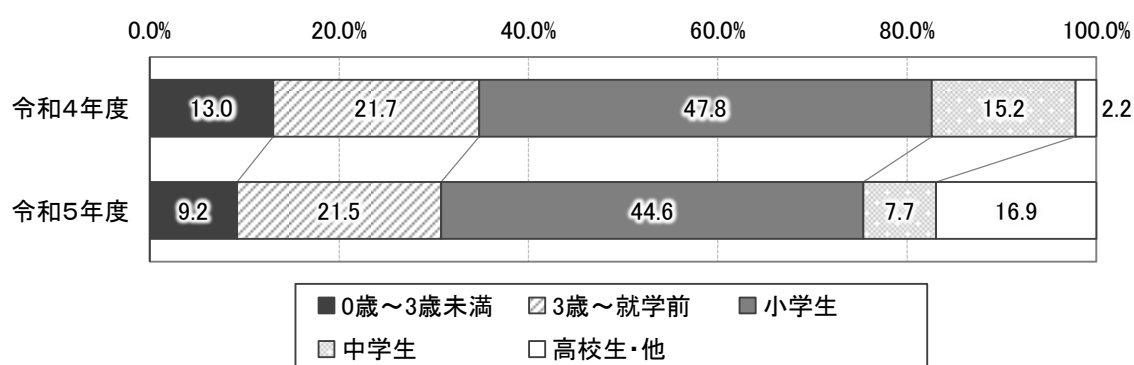
※資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

② 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳

児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳は、令和5年度で小学生が44.6%と最も高く、次いで、3歳～就学前（21.5%）、高校生・他（16.9%）と続いています。

児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移をみると、令和5年度の総数は65件となっており、令和4年度の46件から19件の増加となっています。また、高校生・他の相談・通告件数が令和4年度では1件となっていたが、令和5年度で11件と大きく増加しています。

【児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳】



単位：件

	令和4年度	令和5年度
0歳～3歳未満	6	6
3歳～就学前	10	14
小学生	22	29
中学生	7	5
高校生・他	1	11
総数	46	65

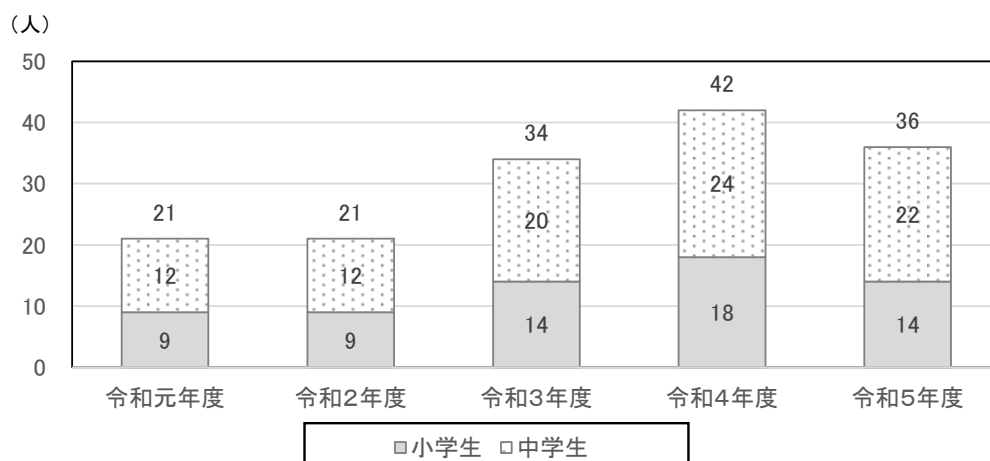
※資料：福祉課実績（各年3月31日）

4) 不登校に関する状況

不登校児童・生徒数は、令和4年度に42人と5年間で最も多くなりましたが、令和5年度に減少しています。

小中学生別の数をみても、令和4年度にそれぞれ5年間で最も多い数値（小学生18人、中学生24人）となりました。

【不登校児童・生徒数の推移】

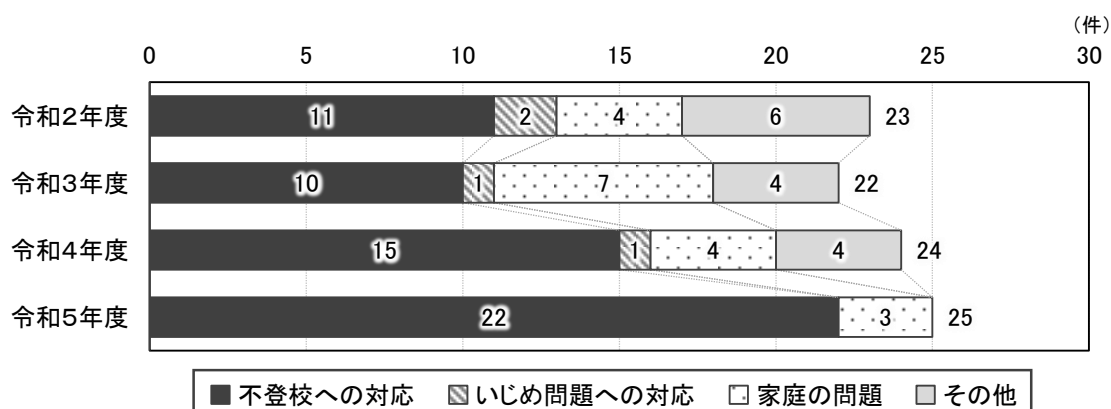


※資料：庁内資料

5) スクールソーシャルワーカーへの相談に関する状況

本町におけるスクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数をみると、不登校への対応が各年度とも最も多くなっています。

【スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移】



※資料：庁内資料

2 こども・子育て支援の状況

(1) 教育・保育施設の整備状況

1) 保育所・幼稚園

本町には、認可保育所2か所と届出保育所が1か所あります。令和6年5月1日現在、町内保育園の在園児数は254人、入園率は107.6%となっています。

幼稚園は町立幼稚園の1か所となっており、令和6年5月1日現在で町内在園児数は115人、入園率は57.5%となっています。

【保育所の利用状況】

単位：人

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可	ひさやま保育園 杜の郷	定員	120	120	120	120	120
		在園児数	125	124	124	130	134
		入園率	104.2%	103.3%	103.3%	108.3%	111.7%
	久山かじか保育園	定員	－	－	60	60	60
		在園児数	－	－	74	81	90
		入園率	－	－	123.3%	135.0%	150.0%
届出	久山みそら保育園	定員	56	56	56	56	56
		在園児数	37	40	35	29	30
		入園率	66.1%	71.4%	62.5%	51.8%	53.6%
小計		定員	176	176	236	236	236
		在園児数	162	164	233	240	254
		入園率	92.0%	93.2%	98.7%	101.7%	107.6%

※資料：庁内資料（各年5月1日）

【幼稚園の利用状況】

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
けやきの森幼稚園	定員	200	200	200	200	200
	在園児数	165	138	141	127	115
	入園率	82.5%	69.0%	70.5%	63.5%	57.5%

※資料：庁内資料（各年5月1日）

2) 小学校・中学校

本町には小学校が2校と中学校が1校あります。

小学校児童数は、令和6年5月1日現在で685人、中学校生徒数は、令和6年5月1日現在で310人となっています。

【小学校児童数の推移】

単位：学級、人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
久原小学校	学級数	16	17	19	17	17
	児童数	370	377	398	391	379
山田小学校	学級数	12	12	14	15	16
	児童数	249	270	285	301	306
計	学級数	28	29	33	32	33
	児童数	619	647	683	692	685

※資料：福岡県教育便覧（各年5月1日）

【中学校生徒数の推移】

単位：学級、人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
久山中学校	学級数	11	11	12	12	13
	生徒数	293	309	314	299	310

※資料：福岡県教育便覧（各年5月1日）

3) 学童保育所

町内小学校在学中の全児童を対象とした学童保育所が、各小学校敷地内に設置されています。令和6年5月1日現在の登録者数は、186人となっています。

【学年別学童保育所登録者数】

単位：人

		定員数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
久原小	ひばりクラブA	60	31	21	0	0	0	5	57
	ひばりクラブB	60	0	0	25	28	5	0	58
山田小	ひまわりクラブ1	30	26	18	0	10	4	0	58
	ひまわりクラブ2	30	0	0	13	0	0	0	13
計		180	57	39	38	38	9	5	186

※資料：庁内資料（令和6年5月1日）

(2) 地域の子育て資源（施設・地域団体等）

1) 子育て支援や教育にかかわる主な事業・施設

施設	概要
久山町こども家庭センター 「こそだテラス」	妊産婦、全てのこどもとその家族に対する総合的な相談・支援を行います。（役場福祉課内） ※令和6年度より設置
久山町こども家庭センター 「こそだテラス little」	主に妊産婦、乳幼児とその家族を対象に、妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行います。（ヘルスC&Cセンター健康課内） ※令和6年度より設置
久山町ヘルスC&Cセンター	保健師・管理栄養士が常駐し、乳幼児を対象にした、各種健診や健康相談、母子保健事業等を行っています。
久山町子育て支援センター 「木子里（きっこり）」	子育てに関する相談や、こどもとその保護者同士の交流の場として、家庭づくりの支援をします。
久山町文化交流センター （レスポアール久山）	久山町文化交流センター、久山町民図書館やホールを備えた文化交流施設となっており、子育てに関する様々な事業で活用しています。
公民館・集会所等	町内に公民館1か所、集会所7か所設置し、地域の子ども育成会活動など様々な用途で使用されています。
公園・体育館等	町内には総合運動公園や総合グラウンド公園などの大きな公園に加え、各行政区に公園を設置しています。町民体育センターや学校の体育館などの開放を行い、ジュニアスポーツクラブの活動の場などで活用されています。

2) 子育て支援・教育にかかわる主な地域団体等

団体	主な活動内容
久山町PTA連絡協議会	相互連携・道徳教育等
久山町子ども会育成会連絡協議会	各行政区イベント行事
民生委員児童委員協議会	児童福祉活動、見守り等
久山町シニアクラブ連合会	登下校の見守り、世代間交流、遊びや技術の伝承等
久山町ボランティア連絡協議会	読み聞かせ、ゲストティーチャー等
久山町社会福祉協議会	福祉体験学習・講座、社会福祉法人連絡会(保育所との連携)等
久山町子育て支援なかよしグループ	クッキング教室、体験講座等
久山町地域学校協働本部	学校支援ボランティア活動、地域連携コーディネート

3 アンケート調査結果の概要

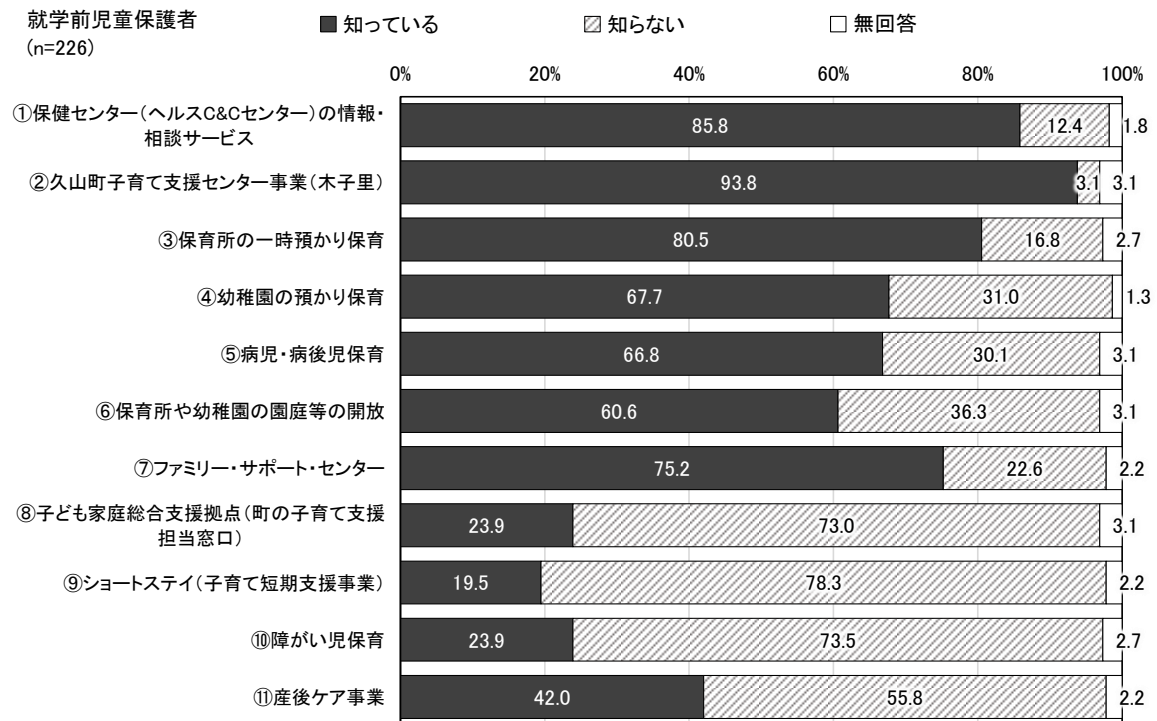
(1) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

◇ 未就学児童保護者・小学生児童保護者

1) 子育て支援事業等の周知度（未就学児童保護者）

子育て支援事業の周知度について、「②久山町子育て支援センター事業（木子里）」を「知っている」と回答した割合が 93.8%と最も高く、次いで、「①保健センター（ヘルスC&Cセンター）の情報・相談サービス」（85.8%）、「③保育所の一時預かり保育」（80.5%）の順となっています。

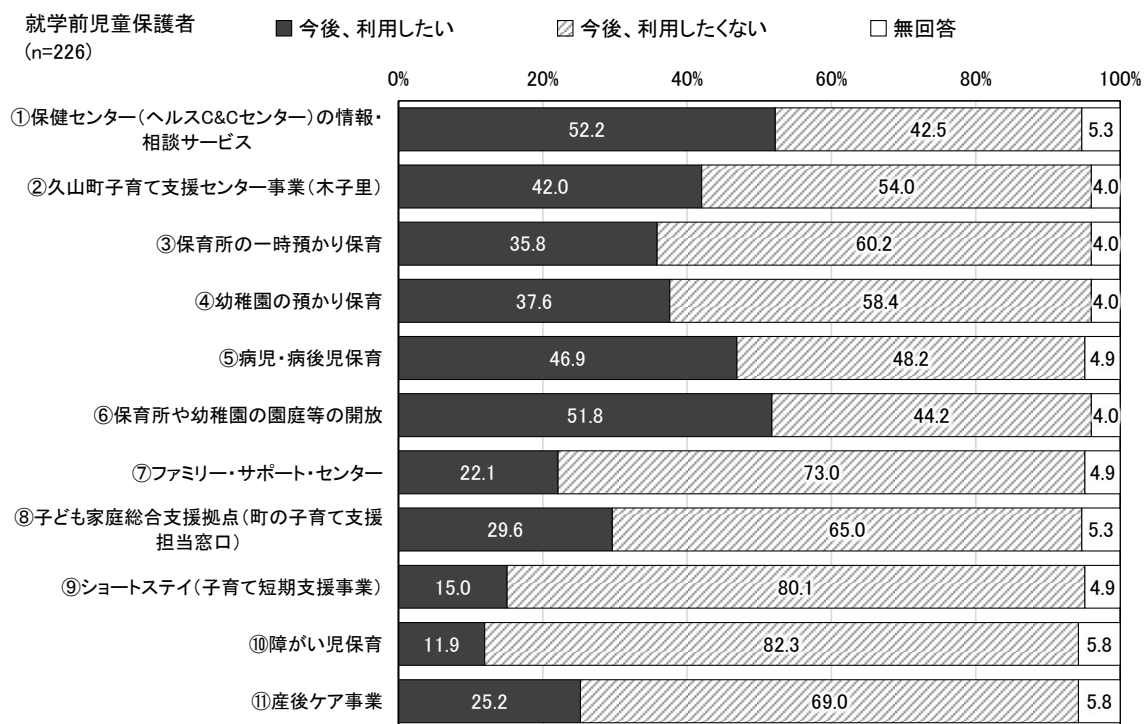
【子育て支援事業等の周知度】未就学児童保護者



2) 子育て支援事業等の利用意向（未就学児童保護者）

子育て支援事業の利用意向について、「今後、利用したい」と回答した割合が最も高いのは「①保健センター（ヘルスC&Cセンター）の情報・相談サービス」が52.2%、次いで、「⑥保育所や幼稚園の園庭等の開放」（51.8%）、「⑤病児・病後児保育」（46.9%）の順となっています。

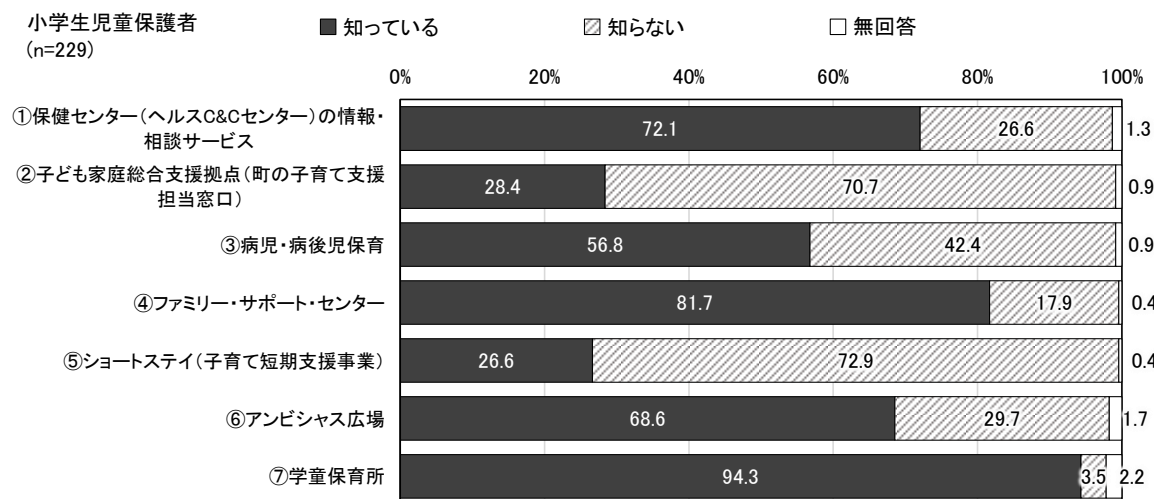
【子育て支援事業等の利用意向】未就学児童保護者



3) 子育て支援事業等の周知度（小学生児童保護者）

子育て支援事業の周知度について、「⑦学童保育所」を「知っている」と回答した割合が94.3%と最も高く、次いで、「④ファミリー・サポート・センター」(81.7%)、「①保健センター（ヘルスC&Cセンター）の情報・相談サービス」(72.1%)の順となっています。

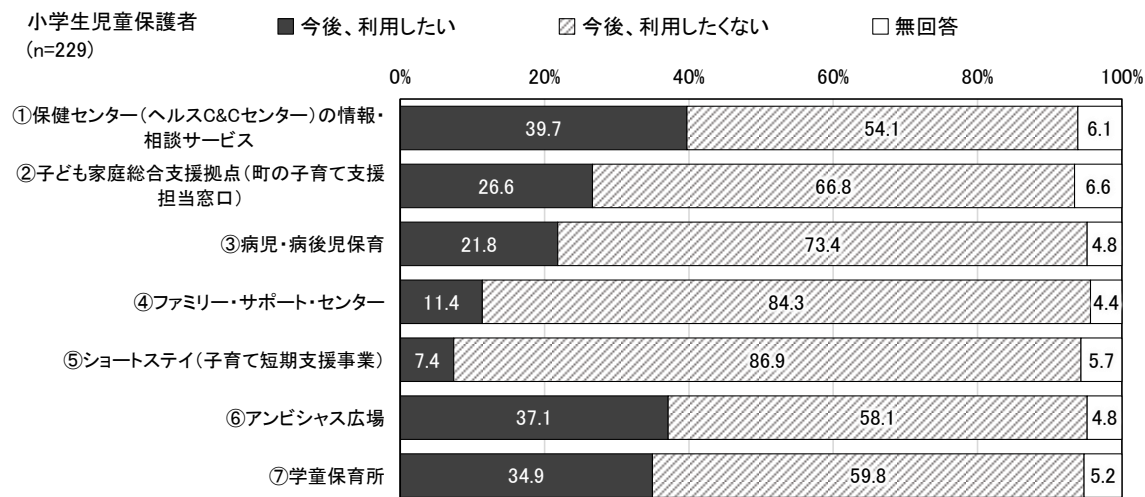
【子育て支援事業等の周知度】小学生児童保護者



4) 子育て支援事業等の利用意向（小学生児童保護者）

子育て支援事業の利用意向について、「今後、利用したい」と回答した割合が最も高いのは「①保健センター（ヘルスC&Cセンター）の情報・相談サービス」が39.7%と最も高く、次いで、「⑥アンビシャス広場」(37.1%)、「⑦学童保育所」(34.9%)の順になっています。

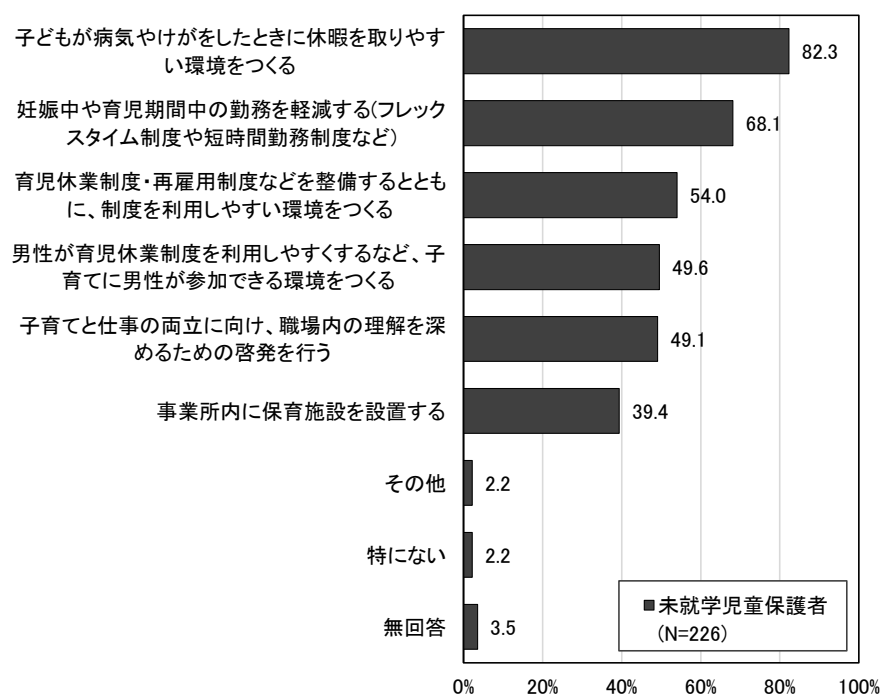
【子育て支援事業等の利用意向】小学生児童保護者



5) 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること（未就学児童保護者）

子育てと仕事の両立支援として企業に期待することについて、最も高いのは「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が 82.3%、次いで、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」（68.1%）、「育児休業制度・再雇用制度などを整備するとともに、制度を利用しやすい環境をつくる」（54.0%）の順となっています。

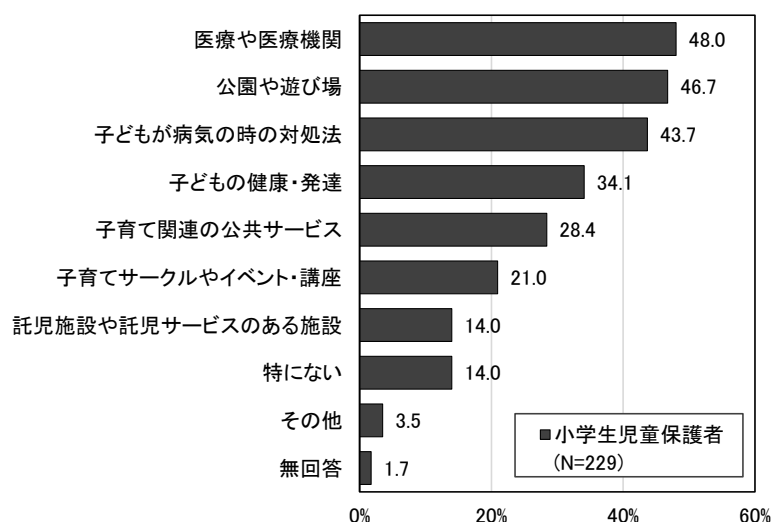
【子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること】未就学児童保護者



6) 子育てに関して必要な情報（小学生児童保護者）

子育てに関して必要な情報について、最も高いのは「医療や医療機関」が48.0%、次いで、「公園や遊び場」（46.7%）、「子どもが病気の時の対処法」（43.7%）の順となっています。

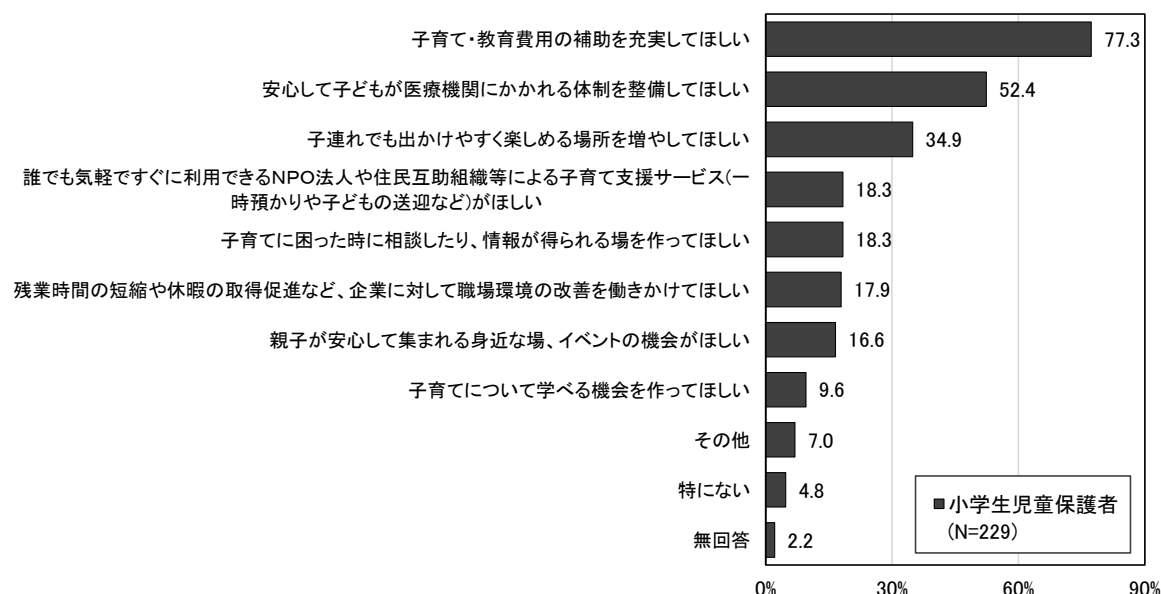
【子育てに関して必要な情報】小学生児童保護者



7) 充実を期待している子育て支援（小学生児童保護者）

町に対して充実を期待している子育て支援について、最も高いのは「子育て・教育費用の補助を充実してほしい」が77.3%と最も高く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」（52.4%）、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（34.9%）の順となっています。

【充実を期待している子育て支援】小学生児童保護者



(2) 子どもの貧困対策計画調査

本町における「相対的貧困世帯」の割合は 12.5%となっており、「子どもの生活状況調査（国）¹」の貧困層の割合である 12.9%よりやや低くなっています。

■有効回収数のうち保護者の回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数と割合

種別	国の貧困線の基準※	相対的貧困層となる区分	件数	全体数	割合
2人世帯	179 万円	200 万円	0 件	8 件	0.0%
3人世帯	219 万円	250 万円	5 件	36 件	13.9%
4人世帯	254 万円	300 万円	10 件	67 件	14.9%
5人世帯	283 万円	300 万円	6 件	68 件	8.8%
6人世帯	311 万円	350 万円	3 件	18 件	16.7%
7人世帯	336 万円	350 万円	1 件	10 件	10.0%
8人世帯	359 万円	400 万円	1 件	1 件	100.0%
9人世帯以上	381 万円	400 万円	0 件	0 件	0.0%
合計	-	-	26 件	208 件	12.5%

※国の貧困線の基準は「2022 年（令和 4 年）国民生活基礎調査」のデータに基づく。

■児童生徒表

	回収数	保護者票と関連付けられた件数	
		相対的貧困世帯	標準世帯
小学生	109 件	8 件	71 件
中学生	59 件	10 件	36 件

● 本調査における「相対的貧困世帯」について

- ・ 国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。）の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・ 本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者アンケートの世帯収入についての質問の回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本町における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。
- ・ また、本調査報告書は保護者と児童本人の調査票を関連付けて集計を行っています。

¹ 令和 3 年子供の生活状況調査の分析報告書（令和 3 年 12 月）

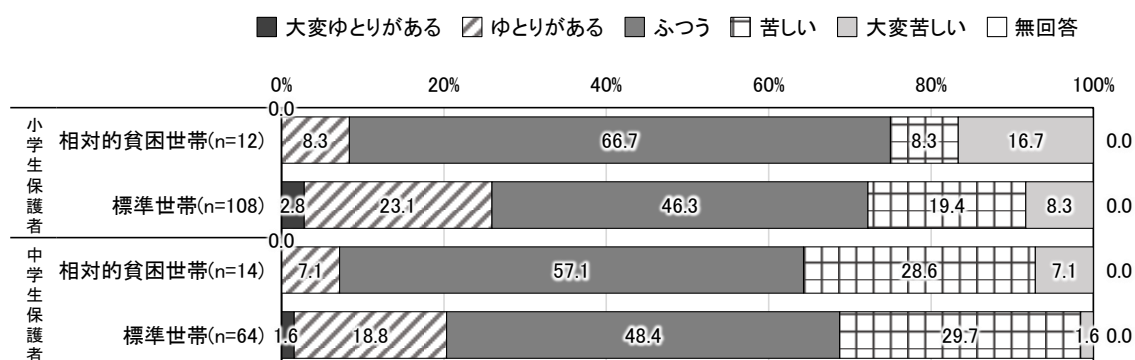
◇ 小・中学生保護者および小・中学生本人

1) 暮らし向きについて（小・中学生保護者）

「大変苦しい」と回答した割合は、小学生保護者における相対的貧困世帯で16.7%、標準世帯で8.3%ですが、『苦しい』（「大変苦しい」と「苦しい」の合計）は相対的貧困世帯の25.0%に対して、標準世帯では27.7%となっています。

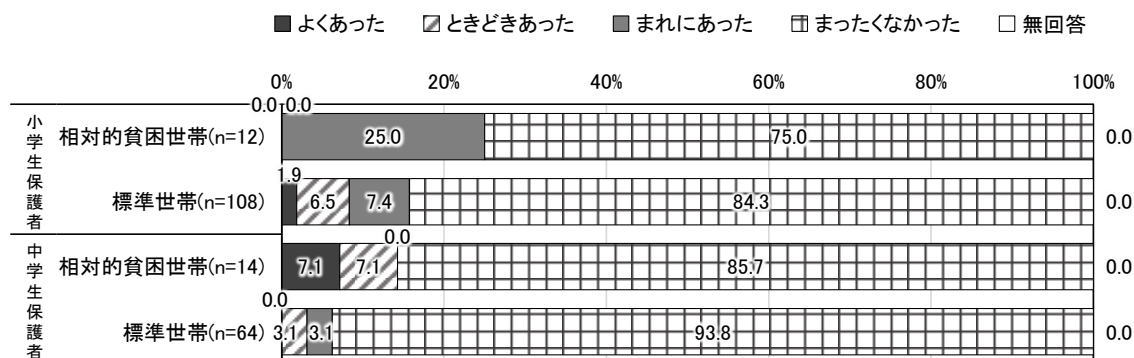
中学生保護者で「大変苦しい」と回答した割合は、相対的貧困世帯で7.1%、標準世帯で1.6%となっており、『苦しい』（「大変苦しい」と「苦しい」の合計）は相対的貧困世帯の35.7%に対し、標準世帯は31.3%となっています。

【現在の暮らしの経済的な状況】小・中学生保護者

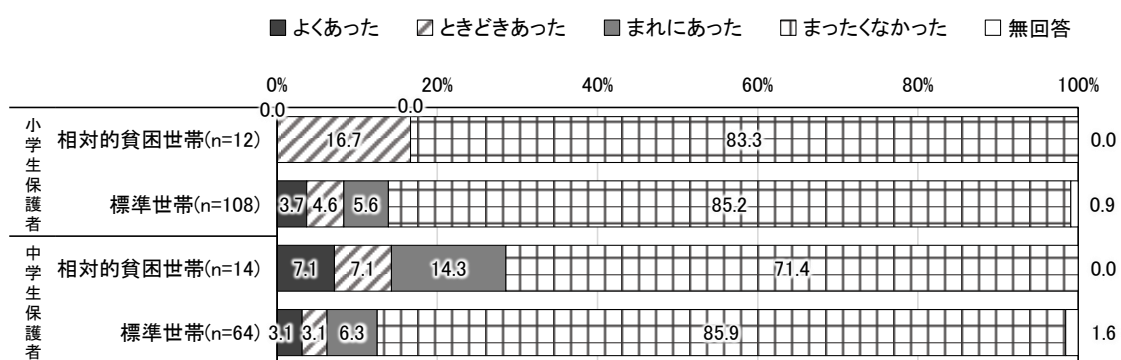


小学生保護者および中学生保護者における、経済的な理由で家族が必要とする食料や衣服が買えなかったことがあるかについて、標準世帯では「まったくなかった」が8割以上を占め、公共料金の未払いがあったかについては9割以上が「あてはまるものはない」と回答しています。一方、相対的貧困世帯では、約1～2割が経済的な理由で食料や衣服を買えなかった経験や公共料金の未払いの経験があったと回答しています。

【家族が必要とする食料を買えなかった経験】小・中学生保護者

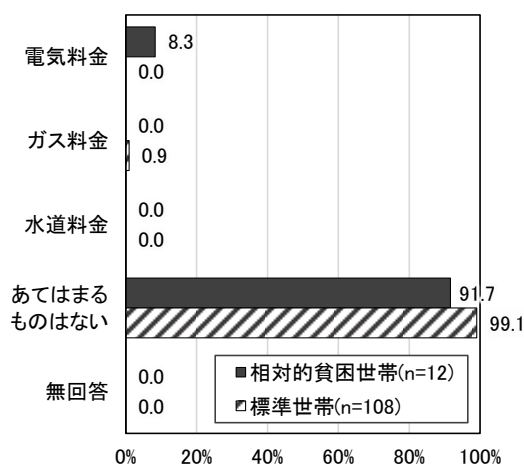


【家族が必要とする衣服を買えなかった経験】小・中学生保護者

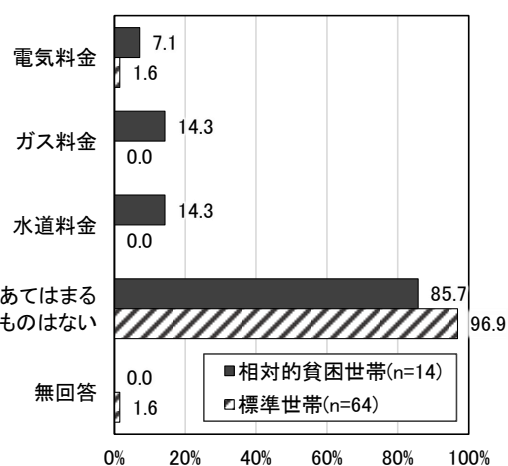


【公共料金の未払い経験】(複数回答)

小学生保護者



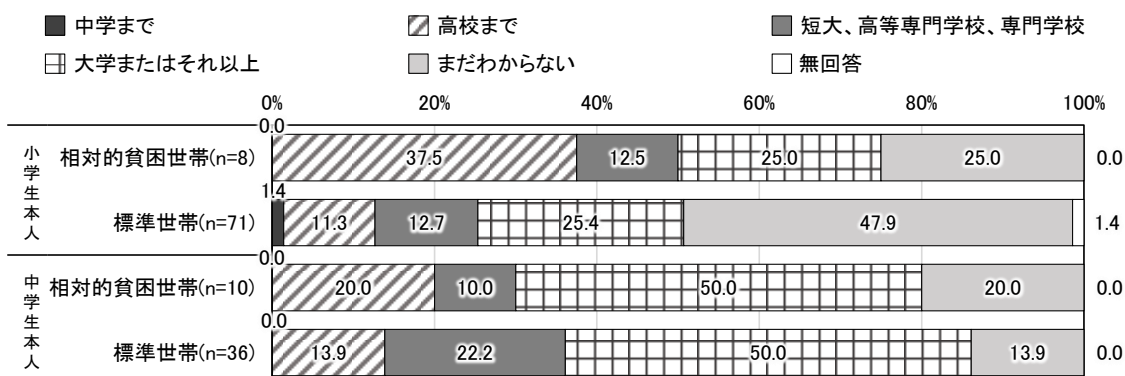
中学生保護者



2) 進学について(小・中学生本人)

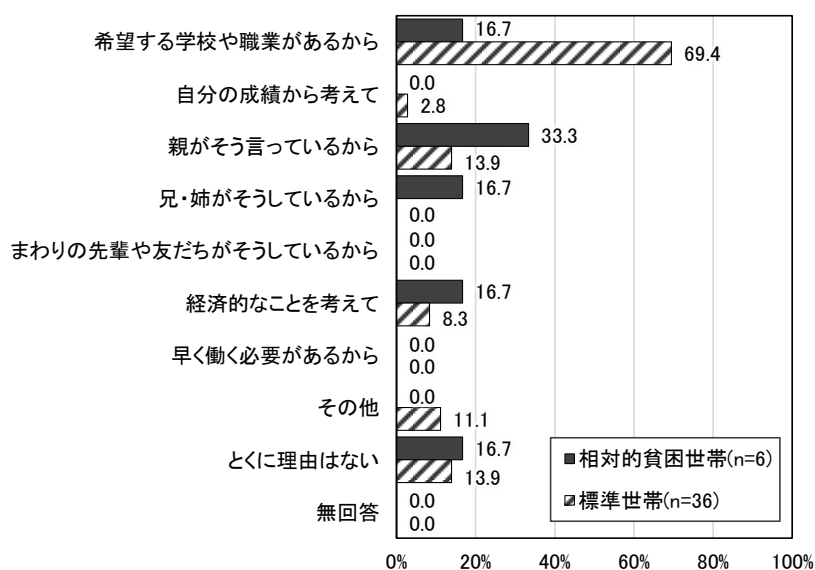
将来の進学先について、小学生本人における相対的貧困世帯をみると、「高校まで」と回答した割合が 37.5%と標準世帯(11.3%)と比べ高い傾向にあります。また、中学生本人は相対的貧困世帯と標準世帯ともに「大学またはそれ以上」が 50.0%となっていますが、「高校まで」「まだわからない」の回答は、標準世帯よりも相対的貧困世帯の割合が高くなっています。

【将来の進学先】小・中学生本人

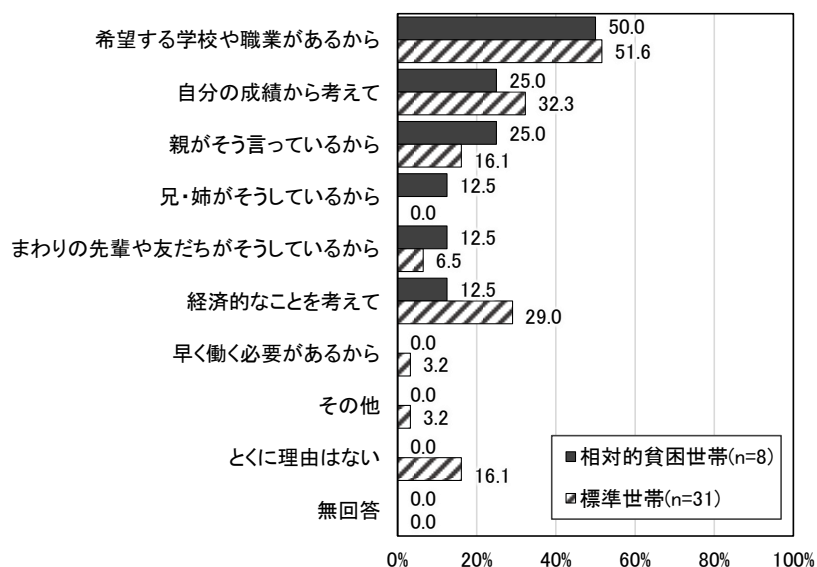


将来の進学先を選ぶ理由としては、小学生本人では、標準世帯で「希望する学校や職業があるから」が 69.7%と最も高い割合であることに対し、相対的貧困世帯では「親がそう言っているから」が 33.3%と最も高くなっています。中学生本人では、標準世帯で「希望する学校や職業があるから」が 50.0%、次いで、「自分の成績から考えて」(32.3%)、「経済的なことを考えて」(29.0%)となっていますが、相対的貧困世帯では、「親がそう言っているから」が標準世帯より高くなっています。

【将来の進学先を選ぶ理由】小学生本人（複数回答）



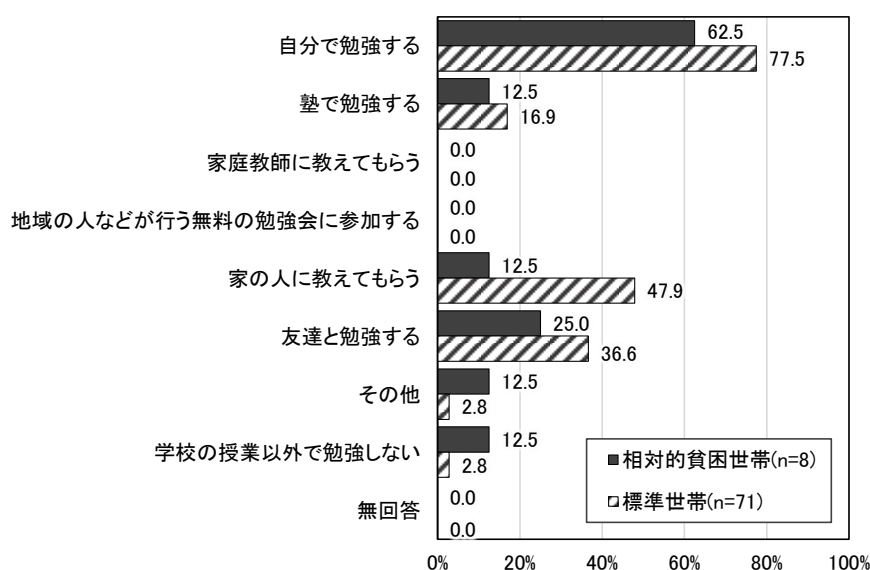
【将来の進学先を選ぶ理由】中学生本人（複数回答）



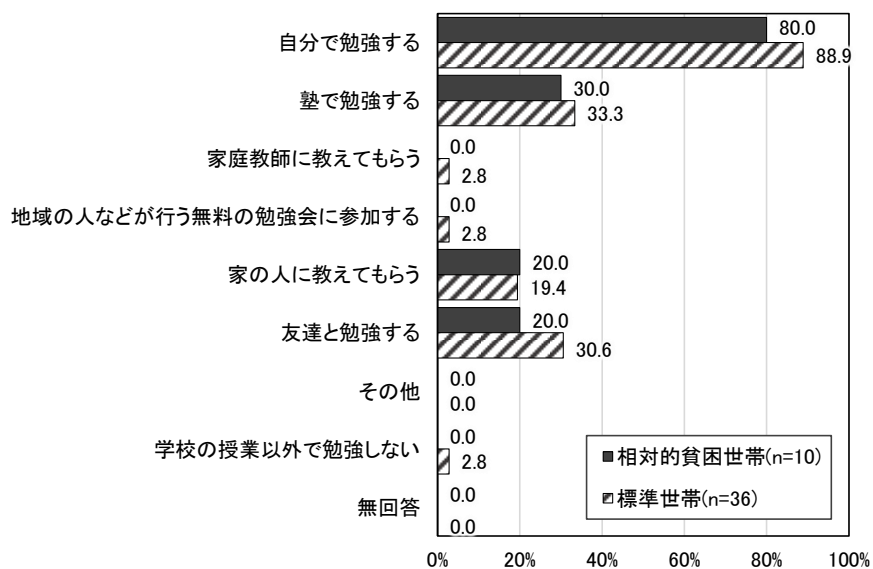
3) 学習の状況について（小・中学生本人）

小学生本人、中学生本人とも標準世帯、相対的貧困世帯で「自分で勉強する」が最も高くなっていますが、小学生本人では、「家の人に教えてもらう」が標準世帯の47.9%に対して、相対的貧困世帯では12.5%と低くなっています。また、「塾で勉強する」は、小学生本人と中学生本人とも相対的貧困世帯の方が低くなっています。

【学校以外での勉強の仕方】※小学生本人（複数回答）



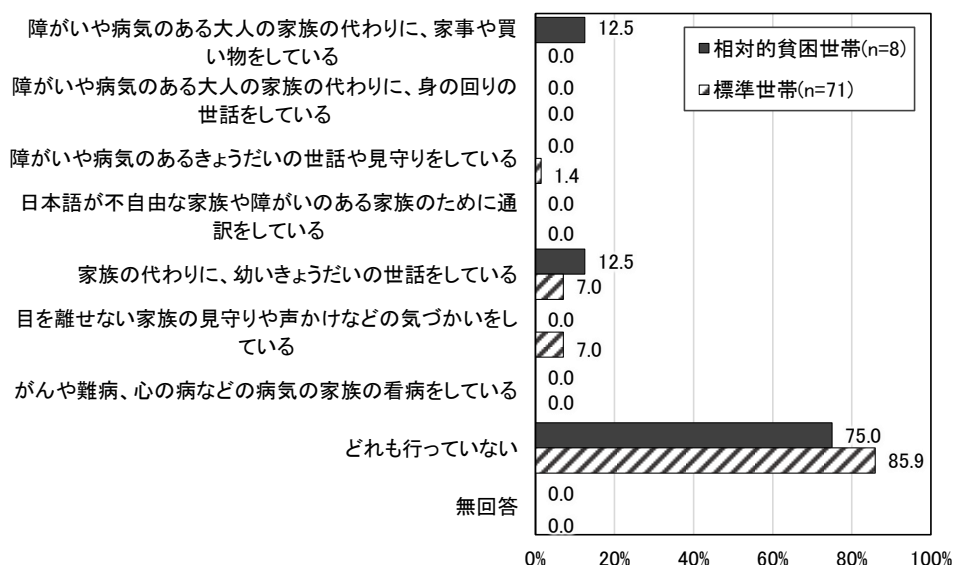
【学校以外での勉強の仕方】※中学生本人（複数回答）



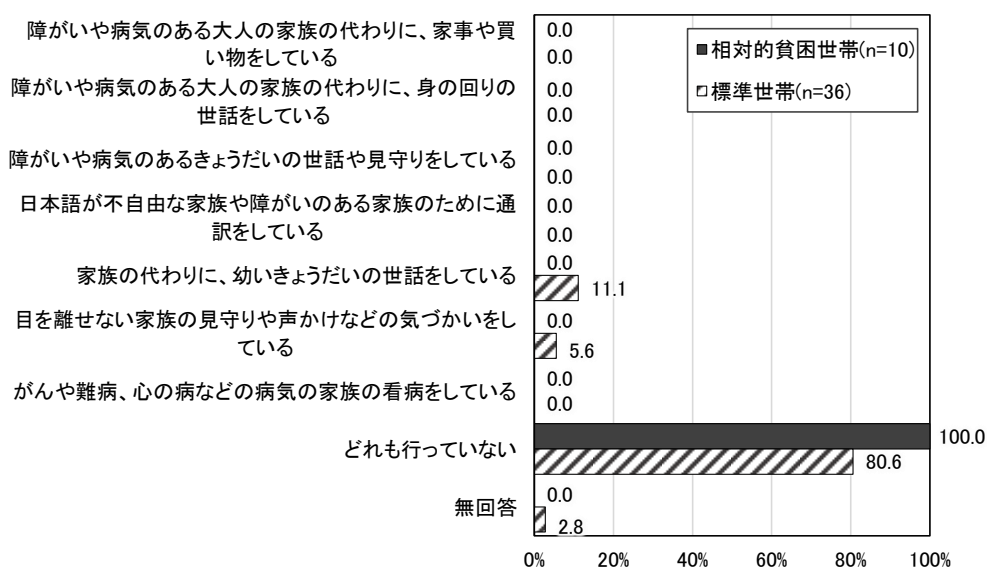
4) 家族の大人の代わりに行っていること（小・中学生本人）

家族の大人に代わり、『何らかの家事等を行っている』と回答した割合（「大人の代わりに行っていること」と回答した人のうち、「どれも行っていない」と無回答を除いた割合）は、小学生本人の相対的貧困世帯で 25.0%、標準世帯で 14.1%、中学生本人では、相対的貧困世帯で 0%、標準世帯で 19.4%となっています。

【大人の代わりに行っていること】※小学生本人（複数回答）



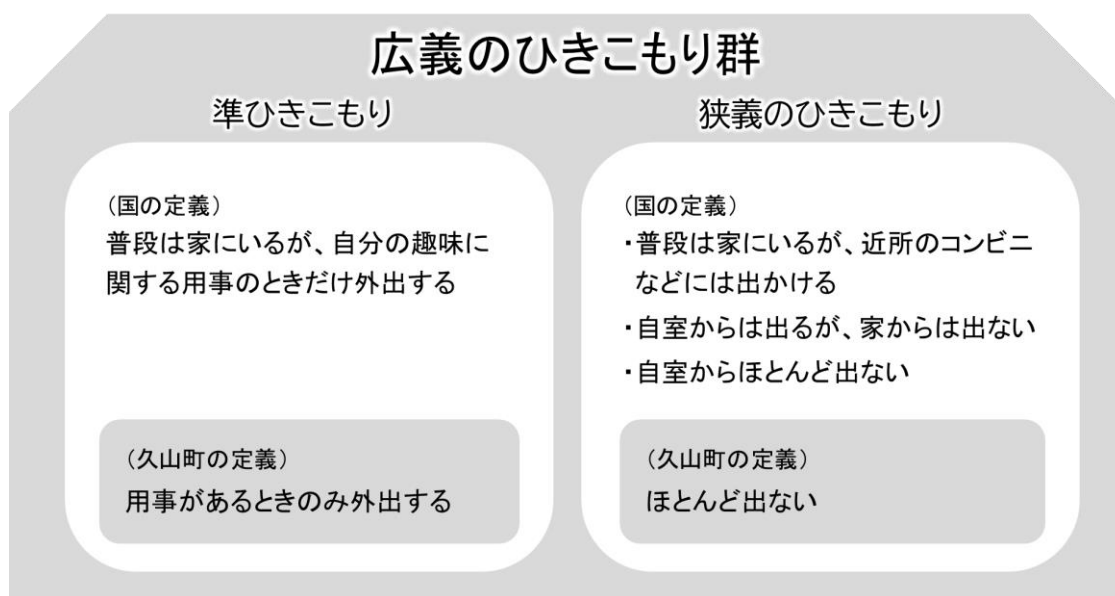
【大人の代わりに行っていること】※中学生本人（複数回答）



(3) こども・若者計画調査

本町における「広義のひきこもり群」の該当者は5人、有効回収数占める割合は0.99%（国の割合2.05%）となっています。

そのうち、「狭義のひきこもり」の該当者は1人で、有効回収数占める割合は0.20%（国の割合1.10%）となり、「準ひきこもり」の該当者は4人で、有効回収数に占める割合は0.79%（国の割合0.95%）となっています。



【久山町における広義のひきこもり該当者】

	有効回収数（件）	該当者数（件）	有効回収数に占める割合（％）
15歳～39歳対象	507	5	0.99

※「狭義のひきこもり」該当者1人 ／ 有効回収数に占める割合0.20%

※「準ひきこもり」の該当者4人 ／ 有効回収数に占める割合0.79%

● 本調査における「広義のひきこもり群」について

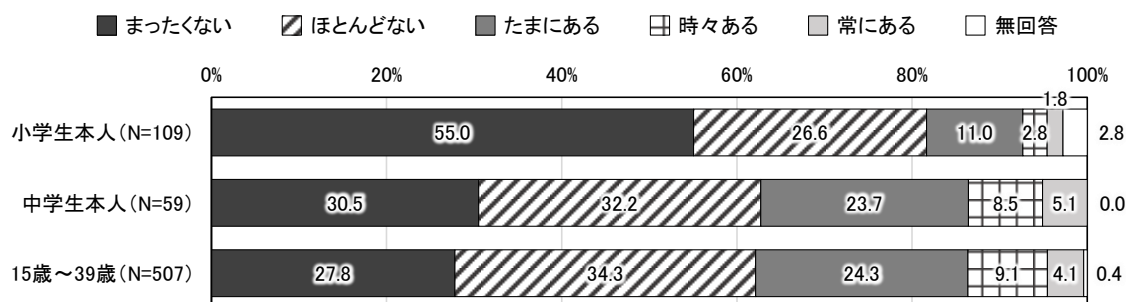
- ・国が実施している今回の調査では、普段の外出状況等から、ひきこもりについて定義しています。同一の定義を一律にあてはめた結果であるため、実際には必ずしも、ひきこもりの状態にはない人が含まれている可能性やひきこもりの状態にある人が除かれている可能性があります。
- ・「狭義のひきこもり」における、「ほとんど出ない」状態で、病気や妊娠時、専業主婦・主夫、介護・看護をしている人は対象から除きます。
- ・「準ひきこもり」における、「用事があるときのみ外出する」状態で、病気や妊娠時、専業主婦・主夫、介護・看護をしている人は対象から除きます。

◇ 小・中学生本人、15 歳～39 歳本人

1) 孤独感について（小・中学生本人、15 歳～39 歳）

孤独であると感じることがあるかについて、『孤独である』（「時々ある」と「常にある」の合計）と感じる割合は、小学生本人で 4.6%、中学生本人で 13.6%、15 歳～39 歳で 13.2%となっています。

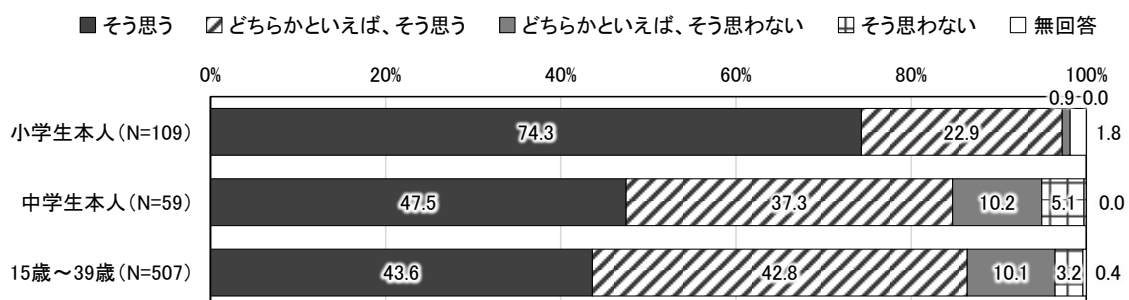
【孤独であると感じることがあるか】小・中学生本人、15 歳～39 歳



2) 幸福感について（小・中学生本人、15 歳～39 歳）

今現在『幸せだと思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）と回答した割合は、小学生本人が 0.9%、中学生本人が 15.3%、15 歳～39 歳が 13.3%となっています。

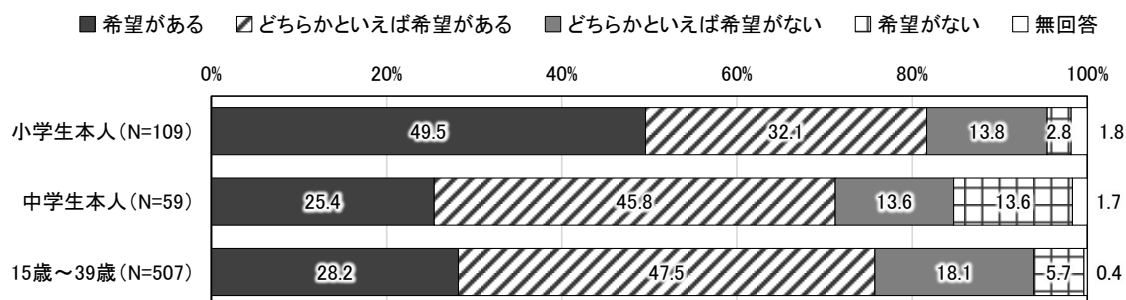
【自分が幸せだと思うか】小・中学生本人、15 歳～39 歳



3) 将来への希望について（小・中学生本人、15歳～39歳）

自分の将来について、『希望がない』（「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」の合計）の割合は、小学生本人が16.6%、中学生本人が27.2%、15歳～39歳が23.8%となっています。

【自分の将来に希望があるか】小・中学生本人、15歳～39歳

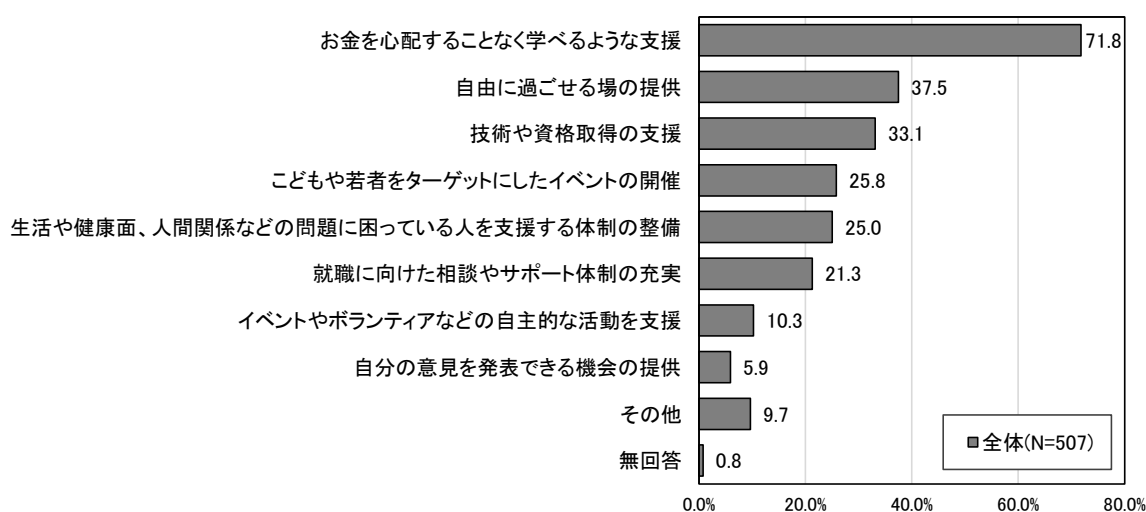


4) 町が取り組むべきことについて（15歳～39歳）

こどもや若者のために町が取り組むべきことについて、「お金を心配することなく学べるような支援」が71.8%と最も高く、次いで、「自由に過ごせる場の提供」が37.5%、「技術や資格取得の支援」が33.1%となっています。

その他の意見としては、「イコバス」等の交通手段に関してや、中学校の給食提供等がありました。

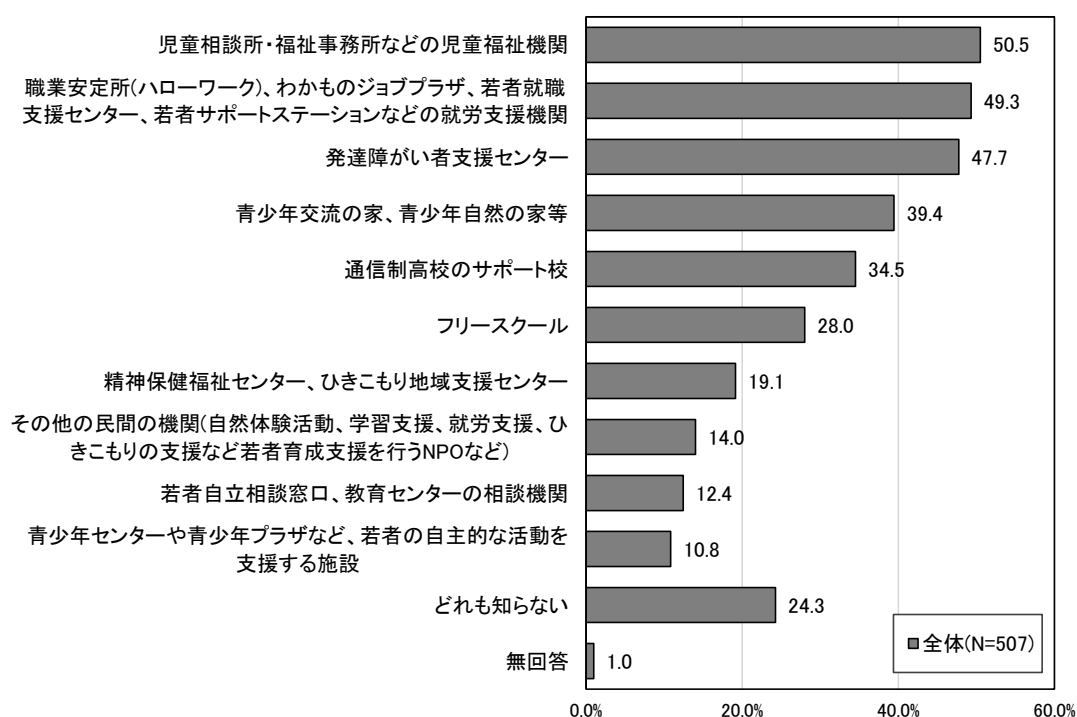
【町が取り組むべきこと】15歳～39歳



5) 支援機関について (15 歳～39 歳)

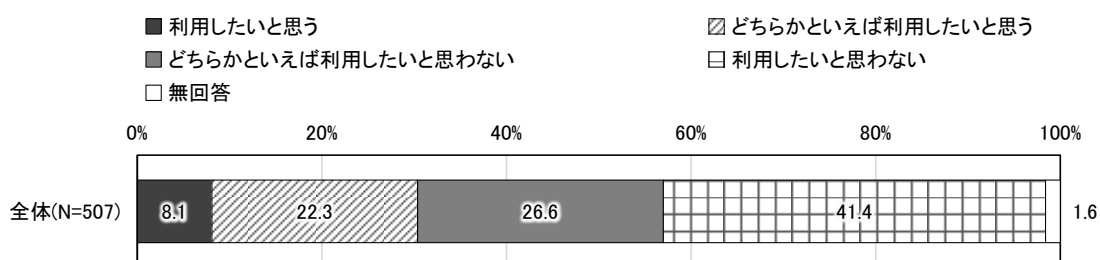
こども・若者を対象とした支援機関等の認知度については、「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」が 50.5%と最も高く、次いで、「職業安定所（ハローワーク）、わかものジョブプラザ、若者就職支援センター、若者サポートステーションなどの就労支援機関」（49.3%）、「発達障がい者支援センター」（47.7%）となっています。

【こども・若者を対象とした支援機関等について】※15 歳～39 歳



また、支援機関について利用したいと思うかについて、「利用したいと思わない」が 41.4%と最も高く、次いで、「どちらかといえば利用したいと思わない」(26.6%)、「どちらかといえば利用したいと思う」(22.3%) となっており、利用意向は低くなっています。

【支援機関の利用意向】15 歳～39 歳



4 第2期久山町子ども・子育て支援事業計画の実施状況と評価

「第2期久山町子ども・子育て支援事業計画」では、3つの「基本目標」、11の「施策目標」のもと以下の施策を展開しました。各施策の取り組み状況及び今後の課題は以下のとおりです。

基本目標1 子育て世代への支援

施策目標（1）母親と乳幼児の健康づくり

1. 子育て世代支援包括センターの活用		主管課	健康課
取組状況	妊産婦や乳幼児、その保護者が安心して子育てできるように、健康づくりの支援や相談対応を行いました。また、地域の医療機関・福祉機関等と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行いました。		
課題・今後の方向性	令和6年度よりこども家庭センターとして、支援体制の強化を図っています。家庭が抱える問題は複雑化しているため、個々のニーズに応じた支援を行うため、関係機関との連携を密に行っていく必要があります。		

2. 母子健康手帳発行及び妊婦相談		主管課	健康課
取組状況	母子健康手帳交付時に、妊婦の心身の状況、家庭の状況を丁寧に聞き取り、適切な情報提供や助言等を行いました。また、出産育児に対する不安等がある方に対しては、個々に応じた支援を行いました。		
課題・今後の方向性	今後も母子の健康管理を行い、必要な支援につなげていきます。		

3. 妊婦一般健康診査		主管課	健康課
取組状況	福岡県医師会等に委託し実施しました。母子健康手帳交付時に14回分の補助券を交付し、適切な時期に受診するよう勧奨しました。		
課題・今後の方向性	継続して健診費用の補助を行い、健診受診の必要性について周知を図ります。また、妊娠期から継続した支援が行えるよう、関係機関と連携していきます。		

4. 産前・産後サポート事業		主管課	健康課
取組状況	妊娠や出産、子育てに関する悩みなどに対し、保健師等の専門職が相談支援を「赤ちゃん相談」として実施しました。令和2～5年度は新型コロナウイルス感染症拡大により事前予約制として対応しました。		
課題・今後の方向性	継続して事業を実施し、地域の母親同士の交流支援を行い、孤立感の解消や、安心して育児が行えるようサポートしていきます。		

5. 産後ケア事業		主管課	健康課
取組状況	産後1年以内の母親と乳児を対象に心身のケアや育児サポートを行いました。令和4年度から町内助産院へ委託し訪問型とデイケア型で実施しています。		
課題・今後の方向性	母体の心身のケアや育児不安の解消、母子の孤立・虐待予防のため、継続して事業を実施します。新たに、ショートステイ型の実施について検討を進めます。		

6. 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）		主管課	健康課
取組状況	生後4か月までの全ての乳児を訪問し、母子の健康管理、育児相談や育児に関する情報提供等を行いました。訪問することで育児不安や産後うつ等の早期発見などにつながりました。		
課題・今後の方向性	継続して事業を実施し、育児不安の解消や必要なサービスへつなげていきます。		

7. 産後の健康管理		主管課	健康課
取組状況	赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に、乳児と母親の健康状態の把握を行いました。また、母親の生活習慣病予防の観点より、4か月健診時に母親の血圧測定と検尿を行っていましたが、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大により実施を中止しました。		
課題・今後の方向性	令和6年度より産婦健診（産後2週間と1か月）の費用の助成を行っています。また、乳幼児健診の母親の血圧測定と検尿を再開し、母体の健康管理を併せて行っていきます。		

8. 乳幼児健康診査（4・7・12か月、1歳6か月、3歳児）		主管課	健康課
取組状況	発育・発達状況や栄養状態、予防接種の接種状況の確認により、発達の遅れや疾患の早期発見につなげました。 また、専門職による育児に関する助言、発達相談等を行いました。		
課題・今後の方向性	健診の未受診者に対する受診勧奨を行い、全ての乳幼児の健康状態の把握する必要があります。 今後、新たに1か月児や5歳児健診の実施を検討し、出産から就学前までの間、途切れることなくこどもの健康を見守る体制を整えていきます。		

9. 養育支援訪問事業		主管課	健康課
取組状況	支援が必要な家庭に対し自宅へ訪問し、育児に関するアドバイス等を行いました。これにより、適切な子育て環境を整え、地域の関係機関と連携して、育児に関する不安を解消するサポートを行いました。		
課題・今後の方向性	支援が必要な家庭の背景が複雑化している中、ケースに応じた支援を行い、安心して子育てができる環境整備に努めます。		

10. 病児保育事業（病児保育ルーム「コスモス」）		主管課	福祉課
取組状況	粕屋町・篠栗町と3町合同で実施し粕屋町の小児科へ委託しています。利用促進のため広報紙やSNSでの周知を徹底し、さらに令和5年度より福岡県の病児保育無償化により、利用増につながりました。		
課題・今後の方向性	現在利用定員数が3名と少ないため、希望通りの利用ができない状況です。今後、定員数増加などの対策を協議する必要があります。		

11. 離乳食指導（4・7・12か月健診時）		主管課	健康課
取組状況	健診時にこどもの月齢に合わせた離乳食の指導を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大により試食は中止しましたが、それぞれの家庭に合わせたアドバイスを行いました。		
課題・今後の方向性	幼少期からの食育意識を高めるため、健診だけでなく、子育て支援センター等へ出向き、集団に対する食育の知識の啓発を行います。		

12. 離乳食教室		主管課	健康課
取組状況	妊娠期から離乳食初期の家庭を対象に、調理方法や食品に関する講義を年に5回実施しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大のためオンラインでの実施や、ホームページ上に調理方法等に関する動画を掲載しました。令和5年度は参加者が減少し、実施回数が1回に留まったことにより事業を当該年度で廃止しました。		
課題・今後の方向性	乳幼児健診時の離乳食指導で充実した個別指導を行えるよう努めます。		

13. 子ども医療費支給制度		主管課	町民生活課
取組状況	中学3年生までの子どもへの医療費を請求に基づき、適正に支給しました。		
課題・今後の方向性	制度改正を行い、令和6年度より中学生以下の自己負担額を変更し、経済的負担の軽減を図っています。令和7年度からは対象を18歳の年度末まで拡充します。		

14. 未熟児養育医療の給付		主管課	健康課
取組状況	医療の必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。		
課題・今後の方向性	引き続き事業を実施し、医療の給付を行っていきます。		

15. 重度障がい者医療費支給制度		主管課	町民生活課
取組状況	3歳以上で身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の人、精神保健福祉手帳1級の人（精神病床への入院は15歳年度末までは支給対象とする。）、重複障がいの人の医療費を支給しました。請求に基づき、適正に支給を行いました。		
課題・今後の方向性	制度改正に伴い、令和6年度より中学生以下の自己負担額を変更し、経済的負担の軽減を図ります。令和7年度からは対象を18歳の年度末までの自己負担額を軽減します。		

16. 小児医療の充実		主管課	健康課
取組状況	町内に小児科の専門医院がないため、乳児家庭全戸訪問時などに、近隣の小児科専門医院等の情報提供を行いました。		
課題・今後の方向性	子どもが必要な医療を適切に受けられるよう、情報提供を行っていきます。		

17. 小児救急医療の充実		主管課	健康課
取組状況	提供体制については、粕屋保健医療圏での救急医療の対応が難しく、宗像や筑紫保健医療圏へ依頼している状況です。 住民への情報提供は、赤ちゃん訪問時に小児救急ガイドブックやリーフレットを配布・ホームページ等の掲載などで行いました。		
課題・今後の方向性	医療従事者の働き方改革により、体制整備が困難であり、充実した提供ができない状況です。町単独での解決は難しいため県など広域的な働きかけが必要です。住民への情報提供は、引き続きリーフレットの配布やSNSなどで行います。		

18. 出産子育て応援事業		主管課	健康課
取組状況	令和4年度の2月より妊娠期から子育て期にわたる相談対応を行い、必要な支援につなげる相談支援と経済的支援を一体的に行っています。 妊娠届出時と乳児家庭全戸訪問時に申請することで、給付金を支給しています。		
課題・今後の方向性	妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援が行えるよう、運用を工夫し、更なる支援の充実を図ります。		

施策目標（2）相談・支援の推進

1. 専門職による相談支援等の充実		主管課	福祉課・健康課
取組状況	育児や子育てに関する相談に、ヘルスC&Cセンターの保健師や子育て支援センターの保育士などが応じました。令和4年度からは児童福祉の部署に子ども家庭支援員を2名配置し、虐待通告等の相談体制を整備しました。		
課題・今後の方向性	令和6年度よりこども家庭センターとして、母子保健と児童福祉機能の連携を強化しています。妊産婦、こども、保護者を切れ目なく支援できる体制を整え、包括的な相談対応を進めていきます。		

2. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター「木子里」）		主管課	福祉課
取組状況	新型コロナウイルス感染症拡大により、閉館や運用方法を変更していたため利用者数も伸びない状況にありました。令和4年度の途中からは運用方法をコロナ前と同様とし、親子で一緒にできるイベントの実施や、LINEでの周知を図り、利用者数が回復傾向となりました。		
課題・今後の方向性	利用者が固定化されている状態にあります。利用者からの満足度は高いため、現在のイベント等は継続しつつ、新規利用者を増やすために周知の強化を行っていきます。		

3. 赤ちゃん相談		主管課	健康課
取組状況	妊婦や、12か月までの乳児を対象に、木子里で「あかちゃんの部屋」として計測や育児相談を月に1回実施しました。 あかちゃんの部屋は新型コロナウイルス感染症拡大のため事前予約制として感染対策を講じながら開催しました。		
課題・今後の方向性	令和6年度より事前予約制を廃止し、利用しやすい体制に変更しています。事業は引き続き継続し、育児不安の解消や保護者同士の交流の場として提供します。		

4. 子ども発達相談		主管課	健康課
取組状況	発達の遅れなど療育が必要なこどもに対し、保育士や言語聴覚士、作業療法士などの専門職が、個々に応じて療育する「きらきらルーム」を実施しています。		
課題・今後の方向性	現在、利用を希望する方は事業をほぼ全員利用できていますが、今後、5歳児健診の実施を検討しており、支援が必要なこどもがより増えることが予測されるため、受け入れ体制の検討が必要となります。		

5. 児童養護施設等でのショートステイ（短期入所生活援助事業）		主管課	福祉課
取組状況	家庭状況から利用が必要と考えられる家族に対して案内や、事業の周知を行いました。しかし令和2～5年度の間の利用はありませんでした。		
課題・今後の方向性	実際の利用につながらなかった理由として、家庭のニーズに合わないこと、希望日に枠が空いていないことなどがありました。今後は、幅広く受け入れられるよう受け皿の確保に努める必要があります。		

6. 夜間養護等事業		主管課	福祉課
取組状況	本町は未実施です。		
課題・今後の方向性	ニーズはありませんが、必要に応じて実施を検討します。		

施策目標（3）乳幼児期の保育教育の充実

1. 通常保育・延長保育事業		主管課	福祉課
取組状況	令和3年度より町内認可保育所2園で実施しています。 毎年実施している保護者アンケートでは保育施設や保育内容など全ての項目で満足度が高い状況にあります。 延長保育も毎月一定数利用があり、保護者の就労に合わせた事業の展開ができました。		
課題・今後の方向性	就労などによる保育園へのニーズが高まり、また町内の届出保育施設の休園により、待機児童数が増加傾向です。待機解消のため町内の教育・保育施設との連携を図るなどの対策を行っていきます。		

2. 幼稚園預かり保育		主管課	教育課
取組状況	令和5年度から民間事業者へ業務委託し、保護者のニーズを踏まえて18時までの預かりを実施しました。安定した保育サービスの供給を行いました。		
課題・今後の方向性	令和6年度からは保護者のニーズに合わせ8時30分～9時の間も預かり保育事業を実施しました。今後も保護者のニーズの受け皿となるよう受入体制を整える必要があります。		

3. 幼稚園の子育て支援推進		主管課	教育課
取組状況	幼稚園に通う保護者からの相談等に対して、随時面談等行いました。また、必要に応じて心理士などの専門家につながりました。		
課題・今後の方向性	継続して保護者からの相談に応じ、適切な情報提供に努めます。		

4. 一時預かり事業		主管課	福祉課
取組状況	令和3年度から町内認可保育所2園で実施しています。 2園ともに一定数の利用者がおり、保護者のニーズに応じた事業の展開ができました。		
課題・今後の方向性	保育士の不足により土曜日の一時預かりは行われていない状況にあります。今後認可保育所と協議し、人員の確保等の体制整備に努めます。		

5. 休日保育事業・夜間保育事業		主管課	福祉課
取組状況	本町では未実施です。		
課題・今後の方向性	必要に応じて実施を検討します。		

6. 幼稚園・保育所の園庭開放による子育て相談の推進		主管課	福祉課・教育課
取組状況	保育所では両園において園庭開放を実施しており、保育所を利用してない親子でも気軽に利用できる遊び場の提供を行いました。 幼稚園では、在園児に対しての園庭開放を行い、その時間に幼稚園教諭が子育てに関する不安がある保護者の相談対応を行いました。		
課題・今後の方向性	保育所では気軽に利用できる地域の遊び場の提供を継続していきます。 幼稚園においては、在園児以外でも保護者が随時利用できる機会が得られるよう検討が必要です。		

7. ブックスタート（町民図書館で実施）		主管課	健康課・教育課 福祉課
取組状況	町民図書館と健康課が連携し、7か月健診時に絵本とふれあう「体験」と「絵本」をプレゼントしました。		
課題・今後の方向性	令和6年度よりブックツリー事業として、全ての乳幼児健診での絵本の配布や、幼稚園や保育所、子育て支援センター等で地域のボランティア団体等の協力による読み聞かせを実施しています。今後も絵本に触れ合う機会の提供と地域との新たなつながりづくりに取り組んでいきます。		

8. 教育・保育の無償化		主管課	福祉課・教育課
取組状況	3～5歳児（0～2歳の場合は非課税世帯のみ）の教育・保育の利用料を無償化し、幼稚園・保育所・認定こども園のほか届出保育施設等も対象としており、保護者の経済的負担軽減を図っています。		
課題・今後の方向性	対象者に分かりやすい周知を図り、スムーズな利用につながる支援を継続します。		

施策目標（4）地域での子育て支援・交流

1. 利用者支援事業		主管課	福祉課・健康課
取組状況	子育て家庭や妊産婦が保育や子育て支援、保健・医療・福祉を円滑に利用できるよう、相談対応・利用調整などを行いました。		
課題・今後の方向性	令和6年度からこども家庭センターとして、全ての妊産婦・こどもと家庭に対する相談支援等を行っています。利用者が相談につながりやすくなるよう、周知を行っています。		

2. ファミリー・サポート・センター		主管課	福祉課
取組状況	篠栗町との広域による事業を展開しており、会員数は安定的に増加傾向となりました。また、活動数は少ないものの、おねがい会員のニーズに合わせた活動を行うことができました。講習会は年に3回実施しており、会員増加のためのSNS等での周知を図りました。		
課題・今後の方向性	まかせて会員が減少しています。今後は篠栗町と連携し、まかせて会員の確保策を検討する必要があります。		

3. のびっこ教室		主管課	福祉課
取組状況	地域子育て支援拠点事業のひとつとして、講師を迎えて親子遊びを通して、親子ともに楽しめる教室を行っています。		
課題・今後の方向性	地域子育て拠点事業の中で実施していきます。		

4. 子育て支援「なかよしクッキング教室」		主管課	福祉課
取組状況	子育て支援団体である「なかよしクッキング」に対し、運営に対する補助を行い、参加者も料理教室を通してコミュニティの輪を広げられるよう活動の支援を行いました。		
課題・今後の方向性	既存の子育て支援団体の安定的な運営のための支援と地域の子育て世代のニーズに応じるため、関係団体との情報交換や情報提供を行う必要があります。		

5. 子育てサークルへの支援		主管課	福祉課
取組状況	子育てに関する自主的サークルは現在行われていません。		
課題・今後の方向性	社会福祉協議会と連携しながら、必要に応じて情報提供などを行っています。		

6. ボランティア・地域サークルなど、保護者同士の活動支援		主管課	福祉課
取組状況	町内では読み聞かせボランティアや布えほん等のボランティアが活動しています。また、社会福祉協議会において活動内容の周知等行っています。		
課題・今後の方向性	ボランティア連絡協議会や社会福祉協議会等と連携しながら、活動に必要な情報提供を行っています。		

施策目標（５）子育て情報の提供・啓発

1. 保育サービスに関する積極的な情報提供		主管課	福祉課
取組状況	保育所の入所申込みについて、ホームページや広報誌、LINEを活用し周知を行いました。 また、令和5年度には入所申込み方法や、入所要件、注意事項がより分かりやすくなるように案内冊子を全ページ改訂しました。		
課題・今後の方向性	保育所の入所に関する手続きや要件は複雑で注意事項も多いため、利用希望者が理解しやすいような情報提供を行います。		

2. 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布		主管課	福祉課・健康課
取組状況	令和5年度からガイドブックを刷新し、妊娠期から産後、乳幼児期にいたるまでの子育て支援サービスを視覚的に分かりやすいものとししました。また、町内公共施設への設置、乳幼児健診での配布を行い、子育て支援サービスの周知を図りました。		
課題・今後の方向性	乳幼児期だけでなく、学童期や高校生に対するサービスの情報提供を充実させる必要があります。		

施策目標（６）ひとり親家庭への支援

1. 相談窓口の充実や情報提供		主管課	福祉課
取組状況	令和４年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員を配置しました。関係機関と連携しながら、ひとり親やＤＶ被害者への生活支援に係る相談に対応しました。		
課題・今後の方向性	支援が必要な方が相談に繋がりやすいよう相談窓口の周知を行っていきます。		

2. ひとり親家庭等医療費支給制度		主管課	町民生活課
取組状況	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもなどの医療費を支給しました。また、対象者の把握等、関係課との連携を行いました。		
課題・今後の方向性	令和６年度からの制度改正により、中学生以下の自己負担額を変更し、保護者等の経済的負担を軽減します。また、令和７年度からは対象を１８歳の年度末までの自己負担額を軽減します。		

3. 児童扶養手当		主管課	福祉課
4. 母子父子・寡婦福祉資金			
取組状況	福岡県主体の事業ですが、対象者に対し案内のパンフレットを渡し、受付や県への進達を行いました。		
課題・今後の方向性	対象となる保護者に対し制度の周知を行っていきます。		

基本目標2 子どもたちの育ちへの支援

施策目標（1）子どもの健やかな成長を促す環境

1. 学童保育所（放課後児童健全育成事業）		主管課	教育課
取組状況	久原校区で2か所、山田校区で1か所実施しています。安定的な供給を行っており、待機児童は発生しませんでした。		
課題・今後の方向性	今後も待機児童が発生しないよう、必要量に応じて対応に努めます。		

2. 放課後や週末等の居場所づくりの推進（アンビシャス広場）		主管課	教育課
取組状況	久原、山田両校区にて年間37回開所しました。こどもたちが自由に自発的に遊ぶための場所を提供しました。週末の広場は未実施です。		
課題・今後の方向性	今後も指導員や地域のボランティアの確保や、安全な活動のための環境整備に努めます。		

3. 夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり（地域アンビシャス運動）		主管課	教育課
4. 自然を学ぶ勉強会（地域アンビシャス運動、アンビシャス広場）			
取組状況	各行政区で、地域の清掃や祭りへの参加、イベントを開催し、居場所づくりに努めました。		
課題・今後の方向性	今後も地域活動が潤滑にできるよう助成金や情報共有に努めます。		

5. 心身の健康と交流を育むスポーツ・レクリエーションの振興（生涯スポーツ推進事業）		主管課	教育課
取組状況	スポーツクラブにて、体力テストへのスポーツ推進委員の派遣や、こどもも参加できるスポーツ大会等を実施しました。また、子ども相撲大会も開催し、50名程度の参加がありました。		
課題・今後の方向性	今後もこどもが心身ともに健康となれるようなイベント等を開催するなど継続していきます。		

6. 健全育成の拠点としての児童館活動等の充実		主管課	教育課・福祉課
取組状況	児童館としての機能を持った施設はなく、現在はレスポアール久山のロビーが放課後の居場所として定着しています。 令和5年度より地域のこどもから高齢者まで自由に活動・交流できる居場所づくりについて、住民や地元事業者から意見を聴取しながら検討しています。		
課題・今後の方向性	レスポアール久山のロビーは引き続き開放しますが、利用マナーの向上等について学校と連携を図っていきます。 こどもから高齢者までの居場所については、既存の施設を活用しながら、ニーズに合わせた居場所づくりを進めていきます。		

7. 学校給食の実施		主管課	教育課
取組状況	小学校では、自校方式による給食を実施しています。地元産の米や地元企業の調味料を使用するなど、地産地消の食育を行っています。また、アレルギー対応等きめ細やかな対応を行っています。中学校では選択式によるランチサービスを実施しました。		
課題・今後の方向性	地元産食材の使用などの検討を行い、更なる安心安全な給食を提供するよう努めます。また、中学校においては、ランチサービスの充実を図り、給食導入についても検討をしていきます。		

8. 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実		主管課	教育課
取組状況	学習支援員等の配置により、こども一人ひとりに応じた指導が実施できました。		
課題・今後の方向性	必要量の把握を行い、適切な学習支援員の配置に努めます。		

9. 集団登下校の推進		主管課	教育課
取組状況	小学校1年生の1学期のみ下校にて実施しました。		
課題・今後の方向性	地域による見守りの強化も図りつつ、こども同士の相互自助のため継続をしていきます。		

10. 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施		主管課	教育課
取組状況	小学校入学時に防犯ブザーを配布しました。登下校中の安全確保について指導を行いました。また、SNSの使い方・ルールについても指導を行いました。		
課題・今後の方向性	被害の未然防止のため内容を充実させ継続していきます。		

11. 専門家による相談体制の強化		主管課	教育課・福祉課 健康課
取組状況	関係課及び福岡県（警察・児童相談所含む）やスクールソーシャルワーカーなどと連携体制を構築し、随時協議を行いました。また、令和4年度から設置した子ども家庭総合支援拠点では、子ども家庭支援員を置き、養育環境が心配な家庭に対する相談対応を行いました。		
課題・今後の方向性	今後もより連携を強化し情報共有を行い、支援が必要な家庭が把握できるように努め、専門職と協力し介入できるようにします。		

12. 保育所や学童保育所における障がい児等の受け入れ		主管課	福祉課・教育課
取組状況	認可保育所では障がい児等の受け入れを行い、対応する保育士の人員配置に対し、運営費の補助を行いました。 学童保育所では、集団生活に支障がない場合受け入れを行いました。		
課題・今後の方向性	認可保育所では、今後、医療的ケア児等特にケアが必要なこどもの受け入れについて、連携して体制を整備する必要があります。 学童保育所では、対象児童の受け入れ体制が課題のため、支援員等の研修を充実させる必要があります。		

13. 特別支援教室の推進事業		主管課	教育課・健康課
取組状況	相談員の定期的な巡回を実施し、関係機関と情報共有を行いました。就学にあたり継続的な支援が必要な場合は、子ども発達相談事業の担当者と小学校との引継ぎの場を設け、円滑な支援を図る体制を整えました。		
課題・今後の方向性	今後も個々に応じた適切な支援ができるよう関係機関と情報共有に努めます。		

14. 町の療育事業を含む障害児通所支援事業等への療育環境の確保		主管課	福祉課・健康課
取組状況	対象となる子どもを子ども発達相談事業や障がい福祉サービスに結びました。また、専門職が保育所や幼稚園を巡回し、こどもの特性に応じた支援が提供できるよう連携を図りました。		
課題・今後の方向性	事業の周知の徹底及び相談を受けた際のスムーズな利用につながるよう支援していきます。また、関係機関とは更なる連携強化を図っていきます。		

施策目標（２）心豊かな人づくり

1. 生命の尊厳と人を思いやる心づくり（道徳推進事業）		主管課	教育課
取組状況	小・中学校では教科（道徳、中学家庭科など）で教育を実施しました。また家庭、地域、学校が一体となり、道徳推進運動に取り組みました。		
課題・今後の方向性	今後も地域の特性を生かし、家庭、地域、学校が一体となって豊かな心づくりの実践活動を継続していきます。		

2. 世代間交流の推進		主管課	教育課
取組状況	新型コロナウイルス感染症拡大により、道徳カルタ交流会は開催できませんでした。 道徳あいさつ運動や地域行事、行政区対抗スポーツ大会において世代間交流を行いました。		
課題・今後の方向性	地域活動に参加しない子どもや中学生に対し交流の場への参加を促す働きかけが必要です。今後は学校や地域と協議を行い、誰もが参加しやすい・参加したくなる内容を検討します。		

3. 地域資源を活かした社会教育・文化活動の充実（伝統文化子ども教室事業）		主管課	教育課
取組状況	伝統文化子ども教室事業は未実施でありましたが、地域行事・祭りの伝承や子ども相撲大会等を行いました。 また、首羅山遺跡を始めとした歴史教育の充実を図りました。		
課題・今後の方向性	地域行事の担い手が不足し、行事そのものの継続が危ぶまれています。また、参加しない子どもや家庭への働きかけが課題となっています。		

4. A L Tによる英語教室		主管課	教育課
取組状況	グローバル人材育成事業の一環として、英語に「触れる」「親しむ」「学ぶ」ことを通して、海外で活躍できる人材としての資質、能力を身に着つけられるようA L Tを3名配置しました。		
課題・今後の方向性	研修や評価制度を活用して、A L Tのスキルアップを図り、事業を充実させていきます。		

5. 性に関する正しい地域の普及及び指導の在り方		主管課	教育課
取組状況	発達段階を踏まえた性に関する正しい知識を醸成しました。また、保護者参観等で授業を公開するなど保護者への情報提供も行いました。		
課題・今後の方向性	教員が共通理解するとともに、保護者等の理解を深めることが課題となっています。今後は、保護者に正しい認識を持ってもらうための研修会等の実施を検討する必要があります。		

6. 青少年の薬物乱用防止等に関する問題についての教育・啓発		主管課	教育課
取組状況	年に1回、青少年補導員に対し、青少年犯罪に関する研修を実施し、その中で薬物乱用防止の啓発を行いました。		
課題・今後の方向性	今後も青少年補導員を通じての啓発活動を継続していきます。		

7. ゲストティーチャーを招いての学校教育の活性化		主管課	教育課
取組状況	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、読み聞かせや技術支援などの地域資源の活用を進めました。		
課題・今後の方向性	学校と地域、保護者がお互いの役割と成果を理解しながら推進することが必要となります。		

8. 中学生の幼稚園・保育所での乳幼児との交流		主管課	教育課
取組状況	中学3年生の家庭科において幼稚園や保育所を訪問し、乳幼児との交流の時間を設け、実施しました。		
課題・今後の方向性	町内の幼稚園、保育所において継続して実施します。		

9. 中学校での「心の教室相談」		主管課	教育課
取組状況	中学校で、週2回（1回4時間程度）2名の相談員を配置し、生徒の心のケアを行いました。		
課題・今後の方向性	心に悩みを抱えていそうな生徒への声掛けをし、積極的な支援を継続します。		

10. 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施		主管課	教育課
取組状況	事件、事故に遭遇したこどもに対し、スクールカウンセラー（心理の専門家）やスクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）などを派遣する体制を整えました。また、関係機関との連携を図り、支援体制を整備しました。		
課題・今後の方向性	万が一に備えて連携体制を強化し、発生後早急にケース会議を開催し、事例に即した支援体制を整えます。		

11. 学習支援事業		主管課	教育課・福祉課
取組状況	グローバル人材育成事業の一環で週1回、中学校で英語学習塾を実施し、英語の基礎学力を身につける環境を整備しています。 また、福岡県の学習支援事業として、中学1～3年生を対象とした学習支援を週1回実施しました。		
課題・今後の方向性	本事業の定期的な周知と共に、身近な地域の居場所の中で、小学生も含めたこどもが学習できる環境を整えることも検討します。		

施策目標（3）子どもの自主的な活動を応援

1. 学校におけるスポーツ環境の充実		主管課	教育課
取組状況	部活動の推進や運動場や体育館の整備、定期的な清掃を実施しています。		
課題・今後の方向性	令和7年度までに土日の部活動を地域クラブへ移行し、順次地域移行を進めていきます。今後は、指導者の確保や体制整備が課題です。		

2. 食事づくり等の体験活動の推進		主管課	教育課・福祉課 健康課
取組状況	小学校では弁当の日に学年に応じた課題を与え弁当作りを実施し、中学校では自分で作るなど食事づくりを実践しました。 子育て支援センターでは、令和2～4年度は新型コロナウイルス対策により中止していた乳幼児期の食育講座を再開しました。 ヘルスC&Cセンターでは小学5・6年生を対象とした子ども料理教室を実施予定でしたが、コロナ禍のため中止しました。		
課題・今後の方向性	小中学校では今後も食育の一環として弁当作りを継続します。 子育て支援センターでは今後も利用者の月齢に合わせた食育に関する講座等を実施していきます。 ヘルスC&Cセンターでは、令和6年度から「自分で作る」をテーマにしたこどもだけで協力して行う料理教室を実施しています。		

3. ニュースポーツ等を通しての地域、世代間交流の推進		主管課	教育課
取組状況	久山スポーツクラブ、子ども会育成会が祭りひさやまにおいて、軽スポーツ等を体験できるイベントを開催しました。		
課題・今後の方向性	引き続き久山スポーツクラブ、子ども会育成会で祭りひさやま等の機会に活動していきます。		

4. 自転車の安全利用の推進		主管課	教育課・総務課
取組状況	年に1回小学校で4年生以上を対象に交通安全教室の中で実施しています。ただし、令和2・3年はコロナ禍により中止しました。 中学校では、自転車通学の生徒に通学指導を行いました。		
課題・今後の方向性	自転車の安全利用・交通ルールに係る情報提供、教育を継続します。		

基本目標3 子育て支援をしやすい地域づくり

施策目標(1) 安心して子育てできるまちづくり

1. 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成		主管課	福祉課
取組状況	保育所や木子里等と連携を図り、子育てに関する情報共有を行いました。		
課題・今後の方向性	令和6年度より木子里を地域子育て相談機関として位置づけ、子育て支援に関する連携を強化していきます。		

2. 乳幼児（児童）虐待防止の体制		主管課	福祉課
取組状況	令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携しながら虐待リスクの高い家庭に関わり、虐待の予防を図りました。		
課題・今後の方向性	令和6年度にこども家庭センターを設置したことで、市町村で対応する職員に求められる専門性が高くなり、資質向上が必要です。 また、関係機関と連携し、一貫した支援が行えるよう情報共有に努めます。		

3. 久山町要保護児童対策地域協議会の充実		主管課	福祉課
取組状況	こどもに関わる学校・園・行政機関等で集まり実務者会議を月1回実施し、要保護・要支援家庭への支援状況を確認しています。 また、個別に支援内容の検討が必要な場合は、個別ケース会議を開催しています。		
課題・今後の方向性	令和6年度にこども家庭センターが設置されたことで、市町村で対応する職員に求められる専門性が高くなり、資質向上が必要です。 また、関係機関と連携し、一貫した支援が行えるよう情報共有に努めます。		

4. いじめ問題等への対応		主管課	教育課
取組状況	学校に「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に情報共有を行いました。 また、学校で相談体制を整備し、必要に応じて弁護士や学識経験者などと連携し、組織的に課題解決を図りました。		
課題・今後の方向性	アンケートなどにより実態把握をし、未然防止につなげる必要があります。また、児童・生徒がいじめを起こさない資質の向上を目指します。		

5. 子どもたちを有害環境から守るための取り組み		主管課	教育課
取組状況	各行政区選出の青少年補導員が、地域巡回や夏休み、祭りひさやま時などに巡回・声掛けを実施しました。		
課題・今後の方向性	今後も各行政区で青少年補導員の活動を介して、巡回や声掛けにより子どもたちを有害環境から守る取り組みを継続して行います。		

6. 保育サービス評価制度の導入		主管課	福祉課
取組状況	現在、導入していませんが、保護者からの苦情に対する申告窓口を設けるなど、適切に対応する仕組みを整備しています。 また、年に1回、保護者に対し満足度アンケートを取り、保育の質の向上に取り組んでいます。		
課題・今後の方向性	現状の取組によって、2園ともに利用者からの満足度95%以上の評価を得ています。第三者評価等は保育の質の向上を図る方法ですが、費用面で負担もかかることから、必要に応じて検討をしていきます。		

7. 安全で豊かな学校施設の整備		主管課	教育課
取組状況	安全確保のため、耐震工事や老朽化した施設の大規模改修を実施し、随時施設の修繕を行いました。		
課題・今後の方向性	計画的に施設の改修を行い、安全の確保に加え、学校生活を快適と感じられるよう改善にも努めます。		

8. 久山町子ども会育成会連絡協議会の活動の支援		主管課	教育課
取組状況	定期的な会議で情報共有を行ったほか、自主事業として道德かるた大会やランタンフェスタの実施を行い、会の周知や勧誘を行いました。		
課題・今後の方向性	会員の減少が大きな課題となっているため、社会教育関係団体と実情を共有しながら会員増加に向けた取り組みを検討します。		

9. 地域に根差した特色ある学校づくり		主管課	教育課
取組状況	地域学校協働本部との連携や、地域と一体となって取り組む道德教育、地域の文化財教育などを実施しました。		
課題・今後の方向性	今後も地域資源を生かしながら特色ある教育活動を継続していきます。		

10. 青少年補導員の情報交換・研修会		主管課	教育課
取組状況	年に1回研修会を実施し、青少年補導員としての心得等についての講習を行いました。また、研修会や巡回を通して各地区での実情などの情報交換を行う場を設けました。		
課題・今後の方向性	今後も引き続き研修会や巡回研修を実施します。併せて各地区の活動報告会の場を設け、更なる行政区間での情報共有を強化させ、活動の進展を図ります。		

11. 児童生徒の安全管理		主管課	教育課
取組状況	※基本目標3-1「16. 幼児・児童・生徒の安全対策」内の取組のため、一括りとします。		
課題・今後の方向性	—		

12. 通園・通学路の整備		主管課	教育課 都市整備課
取組状況	通学路の安全性について、検証し、必要に応じて見直しを行いました。また、通学路安全推進協議会と連携し、危険個所の整備・対策を実施しました。		
課題・今後の方向性	校区安全対策委員会並びに通学路安全推進協議会と連携しながら今後も通園・通学路の整備を行います。		

13. 防犯灯の設置		主管課	都市整備課
取組状況	地元の要望に応じて設置を行い、令和2～5年度の間に16基設置しました。		
課題・今後の方向性	今後は2027年問題（蛍光灯の製造、逆輸入の禁止）に対応すべく、町内の照明や防犯灯の更新を行っていく必要があります。		

14. 交通安全教室の実施		主管課	教育課・総務課
取組状況	小学校では年に1回、幼稚園で年に2回開催しました。令和2・3年度はコロナ禍により中止しました。		
課題・今後の方向性	子どもたちに交通ルールやマナーについて意識を常に持ってもらえるような働きかけを継続します。今後は警察署や地域と連携し、保護者を含めた教室の開催を検討していきます。		

15. 交通安全教室指導者の育成		主管課	総務課
取組状況	毎年1回、自転車安全教育指導者講習会や街頭交通誘導員研修を開催し、交通安全指導員の育成及び能力向上に努めました。令和2～4年度街頭交通誘導員研修は、コロナ禍により中止しました。		
課題・今後の方向性	地域での見守り強化のため指導者育成の講習会は必要です。今後も交通安全への意識向上のため内容を協議し継続していきます。		

16. 幼児・児童・生徒の安全対策		主管課	教育課
取組状況	校区安全対策委員会の開催や登下校時の交通安全、防犯対策のため地域の見守りを行いました。また、「子ども110番の家」や「安全パトロール実施中」のステッカー取付、配布の取り組みを行いました。		
課題・今後の方向性	今後も校区安全対策委員会を中心とし、連携を強化していきます。		

17. 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備		主管課	総務課・福祉課 教育課・健康課 都市整備課
取組状況	役場やC&Cセンターはベビーチェア等の既存設備の維持管理を行いました。幼稚園や保育所、木子里はあらゆるこどもに配慮したトイレとなっています。学校施設は和式から洋式に改修し、こどもにとって利用しやすい配慮を行いました。		
課題・今後の方向性	集会所など授乳室やベビーシートの未設置の場所の整備の検討が必要です。特に避難所となる施設においては特に配慮が必要となります。		

18. 学校開放を利用した子育て支援活動の推進		主管課	教育課
取組状況	スポーツクラブのジュニア団体への施設開放及び施設の利用料免除等を行いました。		
課題・今後の方向性	今後も同等取組を継続するとともに、地域の子ども会育成会や子育て支援団体などに対し支援を行っていきます。		

19. 身近で安全に遊べる広場の整備		主管課	都市整備課
取組状況	各行政区の児童公園に遊具設置を進めており、令和2～5年度の間で4箇所設置をしました。		
課題・今後の方向性	今後も遊具の設置を1年に1箇所行うとともに、安全に利用するための点検も行っていきます。		

20. 久山町総合グラウンド公園・久山町総合運動公園等の整備		主管課	都市整備課 福祉課
取組状況	久山町総合グラウンド公園ソフトボール場を子育て世代を中心とした幅広い世代がつながる場とするため、令和4年度からリニューアル計画に着手し、町民ワークショップ等を開催し、町民の意見を集約した基本計画を策定しました。 久山町総合運動公園は、早期の供用開始に向け、グラウンドや駐車場等の整備を行いました。		
課題・今後の方向性	総合グラウンド公園ソフトボール場は、多世代が交流できる場となるような運営方針を令和6年度に策定します。 総合運動公園は、グラウンド施設の整備方針を策定し、早期完成を目指します。		

21. 良質な住宅の確保及び宅地の整備		主管課	総務課 都市整備課
取組状況	地区計画や集落計画を策定し、良好な住環境となるよう取り組みました。草場地区に70区画整備し、子育て世帯を中心に購入され完売しました。その結果、高齢化の高い地区にこどもが増え地域の活性化につながりました。		
課題・今後の方向性	今後も計画的で良好な住環境の形成を図ります。 草場地区では多世代交流を目的とした多目的広場の整備を行う必要があります。		

22. 公共施設のバリアフリー整備		主管課	総務課・福祉課 教育課・健康課 都市整備課
取組状況	バリアフリー未対応であったヘルスC&Cセンターでは令和3年度に専用駐車場とスロープを整備し、令和5年度にはエレベーターを改修し、バリアフリー対応としました。		
課題・今後の方向性	庁舎や集会所、学校施設については、今後バリアフリー化を推進し、利用しやすい環境を整える必要があります。		

施策目標（２）子育てへの理解と参加

1. 子育てに関する意識啓発等の推進		主管課	福祉課・教育課
取組状況	子育て支援センターのイベントとして、家庭におけるこどもの接し方の講座を実施しました。 また、幼稚園・保育所・学校の通信を通じて、保護者に対して家庭で心掛けてほしいことなど、子育てに関する意識を高めるための情報を提供しました。		
課題・今後の方向性	今後は、保護者だけではなく、町内の事業者に対し子育て支援の意識を高めてもらうよう啓発し、社会全体で子育てを支援する意識を広めることが必要です。 また、子育て中の方に対しても、こどもを取り巻く環境に応じた適切な情報を提供していく必要があります。		

2. ワーク・ライフ・バランスの推進		主管課	総務課
取組状況	多様な働き方が選べる昨今において、人それぞれの価値観に費やす時間の確保は事業主として配慮すべき事項となっています。本町職員に対しては、年次休暇や夏季休暇の積極的な取得を促し、男女の育児休暇取得など啓発を行いました。		
課題・今後の方向性	職員数が少なく、かつ、各課で業務量の配分にばらつきがあるため、休暇取得等でも格差が生じています。今後は、行政サービスの質を保ちながらも業務の優先度を見極め、棚卸を進めることで、職員自身のライフ・ワーク・バランスの向上、ウェルビーイングの充実に努めます。		

3. 幼稚園・小学校・中学校間の連絡会設置と交流会の実施（保育所を含めた連携体制）		主管課	教育課
取組状況	新入学児、生徒の情報交換を目的とし、幼・保・小の連絡会、小・中の連絡会を実施しました。また、幼稚園・小・中学校の教職員の合同研修会、交流会を開催しました。		
課題・今後の方向性	合同研修や相互の行事の参観などを行ない、今後も情報共有の機会づくりに努めます。		

4. 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進		主管課	教育課・総務課
取組状況	学校からの一斉メールにより、自主防犯行動を促進するための情報提供を行いました。また、不審者情報等がある場合は、防災無線等を活用し広く情報提供を行いました。		
課題・今後の方向性	今後、利用できる情報ツールを活用し、地域全体への情報提供を継続する必要があります。		

5 こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の整理

基礎資料や各種アンケート調査などから、こども・若者やその家庭を取り巻く課題について次のように整理しています。

(1) こども・若者を取り巻く課題

1) 学習・進学に対する支援について

アンケート調査からは「お金を心配することなく学べるような支援」を望む声が多いことや、小中学生が家庭の経済的状況や保護者の意向を汲み取って進路を考えている状況が見られることから、こどもや若者が希望している進路を選択することができるよう、学習や進学への支援を行っていくことが必要です。

また、こども・若者の将来への希望や可能性を広げるために、様々な体験や機会を通じて学ぶことができる場を提供していくことが求められます。

2) 家庭の経済的な状況について

子どもの貧困対策計画の調査より、暮らし向きが『苦しい』と感じている世帯や公共料金等の未払い経験のある世帯もみられ、本町の就学援助受給者数については増加傾向となっています。

こども・若者や子育て家庭の必要とする支援につながるよう、支援制度に関する情報発信を充実するとともに、家庭における経済的な負担軽減に向けた、社会福祉協議会が実施しているドネーションバンクの周知の強化及び連携が必要です。

3) 児童虐待防止やヤングケアラーについて

令和4年度より児童虐待防止対策の強化として相談体制の整備をしたこともあり、本町の児童虐待相談・通告件数は年々増加傾向となっており、早期対応・早期発見に伴う、職員の資質向上や関係機関との連携などが求められます。

ヤングケアラーについては、アンケート調査では約1割程度となっていました。が、潜在的なヤングケアラーがいる可能性があるため、各学校と連携して実態を把握し、必要な支援につなげることが重要と言えます。

4) 不登校やひきこもりの状況について

本町の不登校児童・生徒数は令和3年度以降で30人を超えて推移しており、不登校に関するスクールソーシャルワーカーへの相談は増加傾向となっています。不登校となった原因の把握や、児童・生徒を取り巻く環境の改善、専門家による相談体制の強化、関係機関の連携が必要です。

また、アンケート調査では15歳～39歳のひきこもり該当者は国の割合より低い状況となっていますが、潜在的にひきこもりの状況にある人がある可能性もあります。そのため、本人や家族に対する相談窓口の周知、支援に関する情報提供を充実させる必要があります。

5) 不安や悩み、孤独感などの解消について

アンケート調査では、孤独を感じる割合が小学生から中学生にかけて大きく増加しています。要因の一つとしてこどもの発達段階の特性が影響していることが考えられますが、こども・若者自身が相談しやすい体制の整備や相談窓口の周知、居場所となりうる場を地域に広げていく必要があります。

(2) 保護者・子育て家庭を取り巻く課題

1) 教育・保育ニーズについて

女性の年齢別労働力率が増加していることもあり、保育ニーズ（認可保育所等）が高まっています。一方、幼稚園の利用意向は低下しており、幼稚園においても働く親が預けやすくなるよう、ニーズにあった事業の展開が必要です。

2) 子育てと仕事の両立支援について

子育てと仕事の両立支援として企業に期待することとして、「こどもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」ことが強く望まれており、職場における環境づくりや、理解促進が重要です。また、けがや病気でこどもが通学・通園できない際に、病児保育を利用しやすくするなど、子育て支援サービスが利用しやすくなるよう内容や実施方法等の改善が必要となっています。

3) 情報提供・相談窓口について

子育てに関して必要な情報について「医療や医療機関」や「こどもが病気の時の対処法」、「こどもの健康・発達」といった、こどもの医療・成長に関する情報の提供が多く求められています。悩みや不安を抱える保護者が、必要な情報を受け取り、気軽に相談できるように、SNS等の媒体を活用しながら周知していく必要があります。

4) 子育てしやすい地域づくりについて

アンケート調査では「子育て・教育費用の補助を充実してほしい」「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」と回答した割合が高くなっています。経済的な負担を軽減するための取組や安全に遊べる場所の整備、地域住民による見守り・交流の場の推進など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な方向

1 計画の基本理念

第2期久山町子ども・子育て支援事業計画において「未来へはばたけ 我が郷の^{さと} 小さな^{いのち}生命」を基本理念とし、子育て支援の充実、こどもたちが健やかに成長することができる環境づくり等、こども・子育て支援に関する取組を推進していました。

また、わが国は、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、すべてのこども・若者が心身の状況や環境に関わらず、自立した個人として尊重され、幸せな生活を送ることができるよう、地域全体でこどもを育て、こどもも大人もみんなが輝く社会を目指し、基本理念を次のように定めます。

みんなで育て みんなが輝く ひさやまのわ

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための基本目標を次のように定めます。

基本目標1 こどもの権利の保障

こどもを権利の主体として認識し、多様な人格・個性を持った個として尊重し、その権利を保障しながら、こどもの最善の利益を図ります。

基本目標2 こどもの健やかな成長への切れ目ない支援

妊娠期から大人になるまで、途切れない支援を提供し、親子の心身の健康を育む環境を整えます。また、幼児教育や保育の充実、多様なニーズへの対応、質の高い教育環境の提供を進めます。さらに、地域での相談支援体制と情報提供を充実することで、安心して子育てができる環境を整え、社会全体でこどもの成長を支えます。

基本目標3 こども・若者の自立への支援

こども・若者が、心豊かで健康な体を持ち、社会を生き抜く力を身につけるために、多様な教育や活動の機会を提供します。道徳や文化、スポーツを通じて心身の成長を促し、外国語教育を通じて実社会での自立を支援します。また、次世代の親としての役割を担えるよう、性やいのちに関する教育の機会を設けていきます。

基本目標4 こども・若者の生きることへの支援

こども・若者が、様々な学びや体験活動の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく生活を送ることができるように支援します。また、全てのこども・若者が、心身の状況や置かれた環境に関わらず、希望を持って健やかに成長できるよう、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かに支援します。

基本目標5 子育てしやすい地域づくり

子育て家庭が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、ゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう支援し、地域全体でこども・若者の成長を見守り、互いに協力し支え合うことのできる体制づくりを推進します。

3 計画の体系

【基本理念】みんなで育て、みんなが輝くひさやま

基本目標	基本施策
基本目標1 こどもの権利の保障	(1) こどもの権利に関する普及・啓発 (2) こどもの権利の擁護
基本目標2 こどもの健やかな成長への切れ目ない支援	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援と、親子の心身の健康づくり (2) 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応 (3) こどもが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い教育の提供 (4) 相談支援体制と情報提供の充実
基本目標3 こども・若者の自立への支援	(1) 豊かな心と健康な体づくり (2) 社会を生き抜くためのこども・若者の支援 (3) 次世代の親の育成
基本目標4 こども・若者の生きることへの支援	(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (2) 居場所づくり (3) いじめ防止対策・不登校のこどもの支援 (4) こどもの貧困対策の推進 (5) ひとり親家庭への支援 (6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (7) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援 (8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
基本目標5 子育てしやすい地域づくり	(1) 安心して子育てできる地域環境の充実 (2) 地域子育て支援事業の充実 (3) 共育での推進 (4) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利の保障

(1) こどもの権利に関する普及・啓発

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	「こどもの権利」(こどもが権利の主体であること)の普及啓発	広報やチラシ、地域イベント等を通じて、「こどもの権利」に関する普及啓発を行います。	福祉課
2	人権啓発活動の実施	人権を考える町民のつどいを通じて、こどもの人権を尊重することの大切さについての啓発を進めます。 また、教職員向けに人権教育実践交流会を行い、人権意識の高揚を図ります。	教育課

(2) こどもの権利の擁護

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	こどもの権利侵害に関する相談窓口の周知	福岡県が取り組むチャイルドラインや、SOSミニレター、「こどもの人権 110 番」など、こども自身が相談できる相談窓口の周知を行います。	福祉課
2	こどもの意見聴取、意見表明支援	こども施策に関して、当事者であるこどもが意見を述べる場を検討していきます。	福祉課
3	久山町こども相談の実施	こども自身の相談窓口として、必要時には関係機関と連携し支援をしていきます。	福祉課

基本目標２ こどもの健やかな成長への切れ目のない支援

(１) 妊娠期からの切れ目のない支援と、親子の心身の健康づくり

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	児童福祉と母子保健の一体的相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠前～出産、育児における切れ目のない支援を行っていきます。特に支援が必要な家庭については、保護者と話し合いをしながら各家庭のニーズに合ったサポートプランを作成し、支援していきます。	福祉課 健康課
2	母子健康手帳発行と妊婦の相談支援	妊娠届出時に母子健康手帳を発行し保健指導を行います。また面談時に、妊婦の不安などを把握し、必要な情報提供や支援を行います。	健康課
3	妊婦健康診査の実施	安全な出産を迎えるために、妊婦健康診査を実施します。14 回分の健診補助券を発行します。また、健診結果に合わせ、必要なフォローを行います。	健康課
4	産前・産後サポート事業の実施	妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対し、保健師などの専門職が相談支援を行います。「赤ちゃん相談」として実施します。	健康課
5	産後ケア事業の拡充	産後1年以内の母子を対象に心身のケアや育児サポートを行います。令和7年度からは産院へ宿泊してケアを受ける宿泊型を行い、ケアを受けられる施設を増やし、サービスを充実させていきます。	健康課
6	赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	生後4か月までのすべての乳児を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。	健康課
7	産後の健康管理の実施	産婦健診の費用の助成や、乳幼児健診に母の検尿や血圧測定を行い、結果に合わせ必要なフォローを行います。	健康課
8	乳幼児健康診査の実施	こどもの発育・発達、予防接種の状況を確認するとともに、疾病の早期発見につなげます。また、発育・発達に応じた保健指導も行います。また、1ヶ月健診、5歳児健診の実施に向け、体制を整備します。	健康課
9	養育支援訪問事業の実施	養育支援が必要な家庭に対し、養育に関する助言や指導を行い適切な養育の確保へつなげます。	健康課
10	乳幼児期の食育の推進	ライフステージに応じた食育を推進するため、妊娠期からの栄養相談や、健診時の個別指導を行います。また、子育て支援センター等の集まりの場に出向き、食育に関する講座を行います。	健康課

No.	項目	内容	担当課
11	未熟児養育医療の給付	医療の必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康課
12	妊婦のための支援給付事業／妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで定期的に面談などを通してニーズに合わせた情報提供を行い、必要な支援を行います。また、経済的支援として、妊娠時に5万円、出生後に5万円給付します。	健康課
13	新生児聴覚検査費用の助成	生後間もない時期（退院までの間）に産科医療機関等で実施している耳の聞こえの検査にかかる費用の一部を助成します。	健康課
14	小児医療体制の充実	周辺市町や医師会、粕屋保健福祉事務所等関係機関と連携して、医療体制の充実に努めます。	健康課
15	こども発達相談の実施	乳幼児の運動面や言語面等、発達に関する相談や発達状況の確認等について、専門職による相談事業を実施します。	健康課
16	歯の健康づくりの推進	乳児期から中学生まで、定期的な検診やフッ素塗布・フッ素洗口・ブラッシング指導など一貫した歯の健康づくりを行います。	健康課
17	小児・A Y A世代へのがん患者の在宅療養の支援	小児や40歳未満のがん患者の方が、自宅で安心して療養生活が送れるように、在宅療養上必要なサービスにかかる費用を一部助成します。	健康課

（２）幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	保育の受け皿の確保	保育所だけでなく幼稚園とも連携し、保護者の就労等で保育が必要なこどもの受け皿を確保します。 また認可保育所の定員を増やすことを検討します。	福祉課
2	保育施設的环境改善	町立の保育所において、こどもの安全・安心な保育が行えるよう、空調等の施設の改修を計画的に進めていきます。	福祉課
3	延長保育事業の実施	認可保育所において、通常の保育時間外において延長保育を行います。	福祉課
4	教育・保育の無償化	3～5歳児（0～2歳児は非課税世帯のみ）の教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・届出保育施設等）の利用料を無償化します。	福祉課

No.	項目	内容	担当課
5	一時預かり事業の実施	保護者の緊急時や、リフレッシュ等で一時的に保育が必要なこどもの一時保育を実施します。また、経済的不安のある家庭に対する負担の軽減や、受け皿の安定的な確保の実施を行います。	福祉課
6	幼稚園預かり保育の実施	幼稚園に在籍している児童を対象に通常の就園時間を超えて預かります。	教育課
7	こども誰でも通園制度の実施	0～2歳の保育所に通っていない子が親の就労の有無にかかわらず保育所等に登園する事業です。令和8年度の実施に向けて体制を整えていきます。	福祉課
8	障がい児や医療的ケア児の保育の受け入れ	保育所、幼稚園等において職員の加配を行い、障がいのあるこどもの受け入れ体制を充実していきます。現在入所を希望する医療的ケア児はいませんが、必要に応じて体制を整えていきます。	福祉課 教育課
9	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続推進	保育活動や学校における授業でのこどもの様子を教師や保育士が互いに参観し、こどもたちの発達や成長について交流する機会を設定するなど、円滑な接続体制を整えます。	教育課 福祉課

(3) こどもが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い教育の提供

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	安全で安心な学校づくり	各学校での安全点検等をもとに、迅速的・優先的な施設改善に努め、安全で安心な学校づくりを進めていきます。	教育課
2	一人ひとりに合った学びの提供	少人数指導の実施や学習支援アプリの導入により、一人ひとりに合った学びを提供します。	教育課
3	I C T教育環境の整備・充実	学習の中でタブレット端末等の活用促進をはかり、学習活動や教材準備の充実を図ります。プログラミング教育についてはスプリングンを使って各教科で実施します。よい実践は報告会等を行い、実践の共有化を図ります。	教育課
4	数学塾の実施	学習塾業者により派遣された講師による数学塾を放課後に学校で実施します。少人数指導により、数学力の底上げを図ります。令和7年度から中学生対象に、令和8年度以降に小学校高学年を対象に実施していく予定です。	教育課

No.	項目	内容	担当課
5	外国語教育の充実	A L Tの派遣を行い、一貫した外国語教育を実施します。またこどもたちが、異なる文化を理解し多様な価値観を尊重するグローバルな視野をもつ取組を実施します。	教育課
6	教職員の働き方の改革	教職員の勤務実態を把握し、残業時数が多い職員に対しては、管理職による指導を行い、改善を促します。「ノー部活動デイ」、学校閉庁日、定時退校日の実施を徹底します。	教育課
7	地域と協力した学校づくり	学校の目標や課題を共有し、特色ある取組を推進します。小・中学校では保護者や地域住民が参画する学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール制度を導入して家庭・地域と連携し、より良い教育環境を整えます。また、地域学校協働本部と連携し、地域資源を活用しながら開かれた学校の中で児童・生徒の成長を支えます。	教育課
8	スポーツや文化活動の充実	段階的に休日の部活動の地域連携を進め、スポーツや文化活動の更なる充実を図ります。	教育課
9	体力の向上	体力向上プランを充実させ、体力向上のための「1校1取組」運動を推進し、こどもの体力を高めます。	教育課
10	学校・家庭・地域における食育の推進	保育園・幼稚園・学校において、地域の協力のもと食育活動の充実を図ります。また、家庭と連携した取り組みとして「弁当の日」を実施し、さらに「子ども料理教室」を関係機関と協力しながら実施します。中学校給食については、今後あり方を検討していきます。	教育課 健康課

(4) 相談支援体制と情報提供の充実

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	地域子育て相談機関の設置	子育て支援センター木子里を「地域子育て相談機関」と位置づけ、保護者にとって身近な子育てに関する相談を受ける場としています。必要であれば、関係機関との連携を行います。	福祉課
2	久山町こども家庭センターの運営	母子保健と児童福祉の機能の連携強化を図り、妊産婦・こども・保護者・子育て家庭を切れ目なく支援します。	福祉課 健康課
3	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援、スクールソーシャルワーカーは就学環境に問題を抱える児童・生徒の課題解決に	教育課

		向けた対応を図ります。	
4	学校などへの巡回の強化	こども家庭センターにおいて、相談員が定期的な巡回を行い、不登校や家庭環境に課題を持ったこども及び家庭の把握に努め、早期的な解決に向け連携を強化します。	福祉課 教育課
5	かすや地区女性ホットラインの設置	夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメント等の悩みや困りごとに対する電話相談を行います。	福祉課
6	こどもや子育てに関する情報提供の充実	子育てガイドブックやホームページ、SNSを活用し、こどもや子育てに関する情報を得やすいように取り組みます。	福祉課 健康課 教育課

基本目標3 こども・若者の自立への支援

(1) 豊かな心と健康な体づくり

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	道徳教育の推進	学校や地域・家庭において、こどもに自尊意識や他者への思いやりの心を醸成できるよう、こどもたちの健全育成と道徳教育の推進に努めます。	教育課
2	歴史や文化財を通じた交流の推進	こどもが町の歴史や文化財に触れる機会を広げ、郷土に対する愛を育む教育を推進していきます。	教育課
3	ブックツリー事業の推進	絵本に触れ合う機会を提供し、親子のコミュニケーションの促進や、地域との新たなつながりが広がるよう、推進していきます。	健康課 教育課 福祉課
4	学校図書館を活用した読書機会の充実	こどもが読解力や論理的思考力を身につける機会を多く提供するために、学校図書館をこどもにとって活用したくなる場となるよう環境の整備を図っていきます。	教育課
5	文化活動の推進	文化協会との連携を強化し、こどもが芸術・文化活動に親しむことのできる活動を支援し、豊かな生活が実感できるよう推進に努めます。	教育課
6	認知症サポーター養成講座の実施	認知症に対する理解を深め、当事者や介護者家族に寄り添うことのできる心の醸成のために小中学校で認知症サポーター養成講座の実施を進めていきます。	福祉課
7	スポーツ・レクリエーションの振興	こどもが心身ともに健康で元気に生活できるよう、学校だけでなく、地域全体で運動習慣や規則正しい生活を自ら身に付ける取り組みを推進します。	教育課
8	プロスポーツチームとの交流	プロスポーツチームとのフレンドリータウン協定に基づき、こどもたちと選手の交流を展開し、地域スポーツの振興や活性化を図ります。	教育課
9	学校・家庭・地域における食育の推進（再掲）	保育園・幼稚園・学校において、地域の協力のもと食育活動の充実を図ります。また、家庭と連携した取り組みとして「弁当の日」を実施し、さらに「子ども料理教室」を中村学園大学や食育サポーター協力のもと実施します。中学校給食については、今後あり方を検討していきます。	教育課 健康課
10	青少年が健全に育つための活動の促進	各地区の青少年補導員に対する研修会や補導巡回等を実施し、次代を担う「人財」の育成に努めます。	教育課

No.	項目	内容	担当課
11	はたちの集いの開催	人生の節目を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、家族や友人、地域とのつながりをより深める機会とするため「はたちの集い」を開催します。	教育課

(2) 社会を生き抜くためのこども・若者の支援

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	久山スタディールームの開放	新たに中・高校生の学習の場を設け、塾講師を派遣し、中・高校生が気軽にサポートを受けながら学習できる環境を整えます。	教育課
2	ネットリテラシー教育の推進	小中学校のこどもたちに対し、インターネット上の情報を正しく理解・判断・運用し、情報を利用してアイデアを生み出し実行する能力を伸ばせるように進めていきます。	教育課
3	発達段階に応じたキャリア教育の実施	自分の将来に夢を持ち、積極的に社会に参画できる力を高めるために、職場体験等のキャリア教育の推進を行います。	教育課
4	プラチナ未来人財育成塾の積極的な参加の促進	中学生を対象に、プラチナ社会実現に寄与する未来人財を育成することを目的とした「プラチナ未来人財育成塾」への積極的な参加を促進し、未来のリーダーの醸成を図ります。	教育課
5	高校生大学生海外語学留学支援助成の推進	高校生、大学生が語学や外国文化を理解し、国際的視野や広い見識を身につけることを目的に語学留学を行うための支援を行います。	教育課
6	若者の雇用にかかる情報発信	県が取り組む「福岡県若者就職支援センター」の情報を発信していきます。 また、町役場の雇用情報などについても若者が認知しやすいSNSなどのツールで発信していきます。	福祉課
7	税金に関する教育の推進	社会生活における税金の重要性を理解し、税を身近に感じてもらうため、税務署や町税務課と連携して租税に関する授業を行います。	教育課

(3) 次世代の親の育成

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	性といのちの教育の実施	性を正しく理解し、心身のバランスある発達を促すとともに、思いやりの心を育むための教育を行います。デートDVや性暴力防止などに関する県の事業と連携して、保護者とともに学ぶ機会や専門的な外部講師の招へいを行う等、充実を図ります。	教育課
2	中学生と乳幼児の交流	中学生が保育所や幼稚園、子育て支援センター「木子里」において、乳幼児との触れ合いや子育てを体験し、学習する機会を提供します。	教育課 福祉課
3	結婚を希望する方への支援	若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望を実現できるよう、県が実施する結婚や子育てなど将来のライフデザインを描くためのセミナーへの支援を行います。また、公式LINEアカウント「ふく♡こい」やメールマガジン「あかい糸めーる」の周知を積極的に進めています。	福祉課

基本目標4 こども・若者の生きることへの支援

(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	ブックツリー事業の推進(再掲)	絵本に触れ合う機会を提供し、親子のコミュニケーションの促進や、地域との新たなつながりが広がるよう、推進していきます。	健康課 教育課 福祉課
2	遊びや体験活動を通じた健やかな成長の支援	地域資源や人材を活用した教育活動を計画的に進め、こどもたちの心身健やかな成長を支援します。	教育課
3	若者の文化・芸術活動の支援	久山町文化協会の取組等を周知し、町民の芸術・文化活動への参加を促進します。また、レスポアール久山と連携するなどして、町民の文化活動の等の自主的・主体的な発表・展覧の機会を創出します。	教育課
4	高校生大学生海外語学留学支援助成の推進(再掲)	高校生、大学生が語学や外国文化を理解し、国際的視野や広い見識を身につけることを目的に語学留学を行うための支援を行います。	教育課
5	ひさやまてらこや+の実施	こどもたちに知識だけではなく、生きる知恵や行動する力を得る機会を提供する新たな取組を行います。	経営デザイン課
6	ダイニング&ワークショップの実施	健康な生活を送るために、まずは健康の原点である“食べる”ことからはじめ、少しずつ健康について学んでいくワークショップを開催し、楽しく学べる機会を提供します。	経営デザイン課
7	消防団への加入促進	若者が地域とつながる場として、消防団への加入を促進するため、Instagramなどで活動のPRを行っています。	総務課

(2) 居場所づくり

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	学童保育所の設置	就労などの理由により、放課後帰宅しても保護者が不在である留守家庭児童の健全な育成を図るために、山田小学校敷地内の専用施設、久原小学校敷地内の専用施設及び久山町勤労青少年ホーム内の学童保育所室にそれぞれ学童保育所を設置しています	教育課
2	地域アンビシャス運動の実施	毎週火曜日を軸としたアンビシャス広場で、こどもの居場所づくりや体験活動を積極的に推進します。	教育課

No.	項目	内容	担当課
3	こども会育成会活動の推進	こども達に様々な遊びや体験の場を提供するとともに、接する機会が少なくなりつつある、こども同士の交流、地域の方との触れ合いができるよう図ります。	教育課
4	居場所づくりの推進	こどもや地域の方が交流できる居場所づくりを推進するために、「こどもと地域の居場所づくりチーム「わ」」を立ち上げ、地域で居場所づくりをする住民を支援していきます。	福祉課

(3) いじめ防止対策・不登校のこどもの支援

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	いじめ防止対策の整備	定期的に児童・生徒の心の状態の把握に努め、いじめの早期発見に向けての取組、児童・生徒が教職員に相談しやすい体制を整えます。中学校には「心の相談員」を配置し、生徒が相談できる環境を整えます。	教育課
2	専門家による支援	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、多様化、深刻化する児童・生徒の悩みを支援する体制を整備します。また、こども家庭センター、児童相談所、スクールサポーターなど関係機関との連携を図ります。	教育課
3	不登校児童・生徒への登校支援	教育支援ルーム「ひまわりルーム」を設置し、不登校児童・生徒が学校生活への適応や社会的自立をめざすための支援を行います。ひまわりルームの活動を工夫します。	教育課
4	学校などへの巡回の強化（再掲）	こども家庭センターにおいて、相談員が定期的な巡回を行い、不登校や家庭環境に課題を持ったこども及び家庭の把握に努め、早期的な解決に向け連携を強化します。	福祉課 教育課

(4) こどもの貧困対策の推進

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	こどもの貧困対策の総合的な支援と関係機関との連携の強化	妊娠・出産期から切れ目なく、教育・生活・就労等の支援を庁内や福祉事務所、社会福祉協議会など関係機関と共に行います。	福祉課
2	低所得子育て世帯のこどもへの学習の支援	福岡県で行われている「学習支援事業」について、広く周知します。	福祉課
3	小中学生の就学援助の実施	経済的な理由で学校での学習に必要な費用の支払いが困難な世帯に対し費用を一部助成しています。	教育課
4	体験機会や居場所の充実	地域で大人と関わる場や体験機会を得らえる居場所づくりの支援を行います。	福祉課

(5) ひとり親家庭への支援

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	各家庭の状況に応じた支援	児童扶養手当などの経済的支援のほか、生活支援・子育て支援・就労支援等必要な支援につながるよう相談に応じます。	福祉課
2	ひとり親家庭支援事業の周知	ひとり親家庭相談事業や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の支援制度や福岡県母子家庭等就業支援センターについて、周知に努めます。	福祉課

(6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	こども発達相談（再掲）の実施	乳幼児の運動面や言語面等、発達に関する相談や発達状況の確認等について、専門職による相談事業を実施します。	健康課
2	巡回相談支援事業の実施	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等に巡回相談を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	教育課
3	発達障がい児等に関する連携支援の充実	一人ひとりのこどもに切れ目のない適切な支援ができるよう、保育所、幼稚園、学校との連携を強化し、こどもの人権、プライバシーに配慮しながら、さらに円滑に連携ができる体制の整備を進めます	健康課 福祉課 教育課

No.	項目	内容	担当課
4	保育所、幼稚園、学童保育所への障がい児の受け入れ体制の充実	保育所、幼稚園等では職員の加配を行い、障がいのあるこどもの受け入れ体制を充実していきます。学童保育所では、支援員等の研修を充実させ対象児童の受け入れ体制を整えます。	福祉課 教育課
5	特別支援学級・通級指導教室の設置	各学校の特別支援学級において、療育、支援が必要な児童・生徒に対する適切な教育を行います。また、小・中学校の通常学級に在籍している軽度の障がいがある児童・生徒に対して、特性に応じた指導を通級指導教室で行います。	教育課
6	障がい児教育の充実	特別支援教育コーディネーターが中心となり学習指導の充実や生活への適応指導等の充実を図ります。	教育課
7	医療的ケア児等レスパイト事業	在宅の医療的ケア児（者）の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える訪問看護に係る費用の助成を行います。	福祉課

（７）児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

１）児童虐待防止等のさらなる強化

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	こども家庭センターの機能強化	複雑な問題に対しても適切に対応できる専門職の確保やスキルアップにより、虐待の予防的支援の強化を図ります。	福祉課
2	要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童の早期発見と早期対応を図るために、役場関係課、学校、幼稚園・保育所、児童相談所、警察等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の実務者会議を定期的に開催し、情報共有と連携強化を図ります。	福祉課
3	学校などへの巡回の強化（再掲）	こども家庭センターにおいて、相談員が定期的な巡回を行い、不登校や家庭環境に課題を持ったこども及び家庭の把握に努め、早期的な解決に向け連携を強化します。	福祉課
4	虐待の早期発見・早期対応	庁内やこどもの所属機関等と虐待や不適切な養育に関する認識を共有し、虐待の早期発見に努めます。また、通告があった場合は48時間以内に安否確認・初動対応の決定まで行います。	福祉課
5	支援が必要な妊産婦などへの支援	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、医療機関等と連携した養育支援を行い、虐待を未然に防止します。	健康課

2) ヤングケアラーの支援

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	ヤングケアラーの実態把握、支援	年1回、小中学生に対してヤングケアラーに関する実態把握アンケートを実施します。	福祉課
2	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実（再掲）	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行い、スクールソーシャルワーカーは就学環境に問題を抱える児童・生徒の課題解決に向けた対応を図ります。	教育課
3	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、自宅に子育て応援ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援をすることで、保護者の育児負担を軽減し虐待の予防に繋がります。	福祉課

(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

1) こども・若者の自殺対策

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	自殺予防教育の推進	いじめを受けたこどもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進していきます。年度初めに、リーフレットを児童・生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知しています。	教育課
2	QUアンケートの実施	こどもたちの学校生活や学び、心の状態などを把握するためのアンケート調査を実施し、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級状況等を把握し、必要時には適切な支援につなげます。	教育課
3	専門家による支援（再掲）	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、多様化、深刻化する児童・生徒の悩みを支援する体制を整備します。また、こども家庭センター、児童相談所、スクールサポーターなど関係機関との連携を図ります。	教育課
4	こころの健康相談や自殺予防に関するリーフレットの配布、相談窓口の周知	役場庁内やヘルスC&Cセンター窓口へのリーフレットの配置や、SNS等による発信などで、相談窓口やこころの健康づくりに関する周知・啓発を行います。	健康課

2) 事故や犯罪からこどもの安全を守る環境づくり

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	犯罪等に関する情報の提供	一斉メールや防災無線等の利用できる情報ツールを最大限に活用し、地域全体へ迅速に情報を提供できるよう努めます。また、こども・若者が犯罪に巻き込まれないよう周知・啓発を行います。	教育課 総務課 福祉課
2	こどもが犯罪被害にあわないための防犯講習の実施	登下校中や長期休暇中の安全確保についてや、SNSの使い方・ルールについても指導を行います。	教育課
3	消費者トラブルに対する啓発・教育・相談の実施	インターネットや SNS を通じた消費者トラブルにこども・若者が巻き込まれないよう、地域や学校への出前講座、リーフレット配布などを行っていきます。また、消費生活相談室を定期的に開設し相談に応じます。	産業振興課
4	防犯活動に関する環境の整備	登下校時のこどもの安全確保のため、防犯ブザーの全児童配付や、防犯パトロール車（青パト）による巡回を行うとともに、自主的な巡回やこどもの見守り活動に対し支援を行います。	教育課 総務課
5	青少年補導員による巡回パトロールの実施	町内大型商業施設、「祭りひさやま」での巡回、各地域における巡回等を行い、各学校・警察署と連携し青少年の健全育成に努めます。	教育課
6	こども 110 番の家の設置推進	緊急時にこどもが助けを求められる「こども 110 番の家」の設置を推進します。PTA 等と協力し、設置場所の拡充と周知活動を進めることで、こどもの安全を守る地域づくりに努めます。	教育課
7	防犯灯の設置	地域の要望に応じて、防犯灯の設置を行います。	都市整備課

基本目標5 子育てしやすい地域づくり

(1) 安心して子育てできる地域環境の充実

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	子育て相談の機能強化のために、子育て支援センター「木子里」との連携を更に強め、子育てに悩みのある家庭に対し迅速に支援サービスの提供につながるよう進めます。	福祉課
2	通園・通学路の整備	安全に登園・登下校できるよう、校区安全対策委員会や通学路安全推進協議会と連携しながら、通園・通学路の整備に努めます。	都市整備課
3	青少年補導員による巡回パトロールの実施（再掲）	町内大型商業施設、「祭りひさやま」での巡回、各地域における巡回等を行い、各学校・警察署と連携し青少年の健全育成に努めます。	教育課
4	犯罪等に関する情報の提供（再掲）	一斉メールや防災無線等の利用できる情報ツールを最大限に活用し、地域全体へ迅速に情報を提供できるよう努めます。	総務課 教育課
5	防犯灯の設置（再掲）	地域の要望に応じて、防犯灯の設置を行います。	都市整備課
6	こどもやこども連れが利用しやすい公共施設の整備	役場や公民館・集会所、公園などの公共施設についてこどもやこども連れが利用しやすいよう、バリアフリー化などを進めます。	総務課 教育課 福祉課 健康課 都市整備課
7	防犯活動に関する環境の整備（再掲）	登下校時のこどもの安全確保のため、防犯ブザーの全児童配付や、防犯パトロール車（青パト）による巡回を行うとともに、自主的な巡回やこどもの見守り活動に対し支援を行います。	教育課 総務課
8	子育てサークルへの支援	社会福祉協議会と連携しながら、子育て世代のニーズに合う子育てサークル団体の発掘に努めます。	福祉課
9	園庭開放の実施	地域の子育ての拠点となるよう、保育所や幼稚園の園庭を地域に開放します。	福祉課 教育課
10	安全に遊べる公園の整備	こどもを安心して遊ばせることができる場となるよう、町内の公園を整備します。また、計画的な遊具の設置や施設点検を行い、老朽化しているものは修繕・更新をしていきます。	都市整備課
11	久山町総合グラウンド公園の整備	久山町総合グラウンド公園を子育て世代を中心とした幅広い世代が交流し楽しめる場としてリニューアルします。	都市整備課 福祉課
12	久山町総合運動公園等の整備	施設の整備方針を策定し早期完成を目指します。	都市整備課

13	交通安全教室指導者の育成	地域の交通安全指導を行う、交通安全指導員の育成・能力向上を目的に講習会や研修を行います。	総務課
----	--------------	--	-----

(2) 地域子育て支援事業の充実

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業の充実	幼児及びその保護者の相互の交流の場として、また子育てについての相談、情報提供、助言などを行う場として、保護者や乳幼児が利用したくなる環境及びサービスの充実に努めます。	福祉課
2	病児・病後児保育の充実	病気により保育所や学校へ行けないこどものいる家庭が、病児・病後児保育サービスをより利用しやすい環境とするため体制を整備していきます。	福祉課
3	ファミリー・サポート・センターの充実	子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）・子育ての手伝いをしたい人（まかせて会員）が会員として登録し、育児の相互援助を行うための連絡、調整を行います。本事業の周知を図り、登録会員の拡大に努めます。	福祉課
4	子育て世帯訪問支援事業（再掲）の実施	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、自宅に子育て応援ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援をすることで、保護者の育児負担を軽減し虐待の予防に繋がります。	福祉課
5	親子関係形成支援事業の実施	1歳から5歳までのこどもを育てる親のためのNPプログラム（完璧な親なんていないプログラム）を実施します。 関心のあることや悩みを話す・聞くことで、自分に合った子育てを考える場を提供します。	健康課
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実	保護者の疾病に加え、リフレッシュの目的による利用も認められ、今後ニーズが高まることも考えられるため、受け皿の確保に努めます。	福祉課
7	児童育成支援拠点事業の実施	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などを行う場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行います。	福祉課

(3) 子育ての推進

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	子育てに関する意識啓発等の推進	広報やチラシ、イベント等を通じて、保護者だけでなく地域全体でこどもを育てる風土を醸成していくため、住民へ啓発を行います。	福祉課
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	保護者の仕事と家庭の両立が図られ、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発や情報提供を行います。	総務課
3	育児休業制度の利用促進	育児休業等制度に関する周知を行うとともに、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。	総務課
4	多様な働き方と子育ての両立支援	従業員の仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進するため、企業の経営者が両立支援の取組を宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度について推進を行う県事業の周知を行います。	総務課
5	「子育て応援の店」の推進	こども連れの親子にやさしい店として子育て家庭を応援する県事業「子育て応援の店」について、周知していきます。	福祉課
6	ママと女性の就業支援センターの周知	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援を行う県事業の周知を行います。	福祉課

(4) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【具体的取組】

No.	項目	内容	担当課
1	教育・保育の無償化（再掲）	3～5歳児（0～2歳児は非課税世帯のみ）の教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・届出保育施設等）の利用料を無償化します。	福祉課 教育課
2	医療費等の負担軽減	子育て世代の経済的負担軽減及び乳幼児等の疾病の早期発見や治療を図るためこども医療費の助成を行い、経済的支援をします。また、県等の制度については窓口での周知を図ります。	町民生活課
3	届出保育施設等の保育料の助成	認可保育所を待機となり届出保育施設等に入所している場合、その保育料の一部を補助し、経済的負担の軽減と公平性を保ちます。	福祉課
4	高校生等通学定期券購入費の補助	公共交通機関の通学定期券を購入して高等学校などに通学する学生の保護者に、学生1人につき年間10,000円を上限として補助金を交付します。	経営デザイン課

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村において区域を定め、教育や保育を提供することとなっており、本町では、地理的条件、人口等社会的条件を勘案し、計画における各事業の提供区域は1つとしています。

本町には、認可保育所2園、町立幼稚園が1園設置されています。近年では保育ニーズが高まる一方、教育ニーズが減少傾向にあります。

近い将来、年少人口の減少が見込まれますが、近年の申し込み状況から保育ニーズは高いまま維持することも想定されます。このことから、本計画では、保育所の定員数の増員及び幼稚園での新たなサービスの展開による入所希望者の増加を予定しています。

2024（令和6）年1月に実施した子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査における調査結果と、将来人口推計による将来のこどもの数の動向、そして現在の子ども・子育て支援事業の実績を基に、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の5年間に必要な子ども・子育て支援事業の量の見込み量とその確保策については以下のとおりとします。

1 教育・保育の量の見込み

（1）教育・保育の実績

教育・保育の事業ごとの利用者数の実績は、令和6年5月時点で次のようになっています。

【教育・保育の実績】

単位：人

年度 認定区分	施設毎現在の利用状況（R6.5）						
	1 号	2 号		3 号			計
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
		幼稚園	認定こども園 及び保育所				
幼稚園	115						115
認定こども園 （幼稚園部分）	0						
認定こども園 （保育所部分）			0	0	0	0	0
保育所			134	10	32	48	224
その他			20	0	2	8	30
町外施設児童数	16		15	0	0	0	15
計	131		169	10	90		400

(2) 教育・保育の量の見込み

本町の将来人口推計における0～14歳人口に基づき、実績及びニーズ調査を踏まえ、教育・保育の需要量について下表のように見込みます。

【教育・保育の量の見込み】

(単位：人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号 (3～5歳)	2号(3～5歳)		3号			計
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
2025年	89	170		10	29	31	329
		40	130				
2026年	76	158		11	30	32	307
		38	120				
2027年	74	158		11	31	33	307
		38	120				
2028年	60	148		10	32	32	282
		29	119				
2029年	70	157		10	30	31	298
		38	119				

(3) 確保の方策

教育・保育の見込みと確保の方策は、次の通りです。

■教育・保育の量と確保の方策（令和7年度）

(単位：人)

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		89	40	130	10	29	31	329
確保の方策	幼稚園	125						125
	保育所			119	10	30	31	190
	預かり保育		75					75
	合計	125	75	119	10	30	31	390
確保数－量の見込み		36	35	▲11	0	1	0	61

■教育・保育の量と確保の方策（令和8年度）

（単位：人）

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		76	38	120	11	30	32	307
確保の方 策	幼稚園	125						125
	保育所			119	10	30	31	190
	預かり保育		75					75
	合計	125	75	119	10	30	31	390
確保数－量の見込み		49	37	▲1	▲1	0	▲1	83

■教育・保育の量と確保の方策（令和9年度）

（単位：人）

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		74	38	120	11	31	33	307
確保の方 策	幼稚園	125						125
	保育所			119	10	30	31	190
	預かり保育		75					75
	合計	125	75	119	10	30	31	390
確保数－量の見込み		51	37	▲1	▲1	▲1	▲2	83

■教育・保育の量と確保の方策（令和 10 年度）

（単位：人）

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		60	29	119	10	32	32	282
確保の方 策	幼稚園	125						125
	保育所			119	10	30	31	190
	預かり保育		75					75
	合計	125	75	119	10	30	31	390
確保数－量の見込み		65	46	0	0	▲2	▲1	108

■教育・保育の量と確保の方策（令和 11 年度）

（単位：人）

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		70	38	119	10	30	31	298
確保の方 策	幼稚園	125						125
	保育所			119	10	30	31	190
	預かり保育		75					75
	合計	125	75	119	10	30	31	390
確保数－量の見込み		55	37	0	0	0	0	92

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【量の見込み】

久山町こども家庭センターの児童福祉機能を「こそだテラス」、母子保健機能を「こそだテラス little」（ヘルスC&Cセンター健康課内）として運営します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園や保育所などで、保育認定を受けたこどもを通常の利用日の利用時間や利用日以外で保育を実施する事業です。

【量の見込み】

これまでの利用状況から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人	2,284	2,143	2,035	1,841	1,896
確保	実人数	人	180	180	180	180	180
方策	施設数	か所	2	2	2	2	2

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労などのために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に小学校の教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

これまでの利用率の平均（令和2年度～令和5年度）を児童の推計人口に乗じて算出します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	181	181	181	180	180
1年生	人	57	57	57	56	54
2年生	人	38	38	38	37	36
3年生	人	37	37	37	36	35
4年生	人	35	35	35	37	40
5年生	人	9	9	9	9	10
6年生	人	5	5	5	5	5
確保 方策	実人数	180	180	180	180	180
	施設数	4	4	4	4	4

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などの事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合において、こどもを児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。令和7年度から保護者の育児疲れや育児不安などの理由による利用希望も反映することとなっています。

【量の見込み】

これまでの実績（令和5年度）と今後の児童数の推計から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	10	10	10	10	10
確保 方策	延べ人数	14	14	14	14	14
	施設数	2	2	2	2	2

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	58	58	57	58	58
確保方策	人	58	58	57	58	58

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導や助言などを行うことにより家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み】

これまでの実績と今後の出生数から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

(7) 子育て世帯訪問支援事業

相談支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問して不安や悩みを傾聴し、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込み】

これまでの相談等の実績から利用が望ましい世帯数を見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	120	120	120	120	120
確保方策	人日	120	120	120	120	120

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

【量の見込み】

養育環境に課題を抱えた児童の状況等から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	3	3	3	3	3
確保方策	人	3	3	3	3	3

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込み】

本事業による支援を必要とする保護者の状況等から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	12	12	12	12	12
確保方策	人	12	12	12	12	12

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が集まり、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供及び助言、その他の支援を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人回	150	150	150	150	150
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(11) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間において、認定こども園や幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの利用実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	1号認定	人日	249	234	222	201	207
	2号認定	人日	8,433	7,911	7,514	6,797	6,999
	計	人日	8,682	8,145	7,736	6,998	7,206
確保方策		人日	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
		か所	1	1	1	1	1

(12) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間において、保育所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です

【量の見込み】

これまでの利用実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	613	575	546	494	509
確保方策	人日	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	か所	2	2	2	2	2

(13) 病児保育事業

病気のこどもが病院や保育所に付設された専門スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。

【量の見込み】

これまでの実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	12	12	12	12	12
確保方策	人日	660	660	660	660	660
	か所	1	1	1	1	1

(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などのこどもがいる保護者を会員として、こどもの預かりなどの援助を希望する保護者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

【量の見込み】

これまでの実績、及び、今後の児童数の推計から見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	16	15	14	13	12
確保方策	人日	16	15	14	13	12

(15) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

これまでの利用実績と今後の出生数から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	対象者数	人	60	60	59	60	60
	健診回数	人回	739	739	727	739	739
確保方策		人回	778	778	765	778	778

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園及び保育所に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育及び保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に関する費用等を助成する事業です。

【実施方針】

現在、本町では未実施のため、継続して必要性を検討します。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施方針】

現在、本町では未実施のため、継続して必要性を検討します。

(18) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【実施方針】

継続して事業を実施します。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【量の見込み】

これまで面談等の実績と今後の出生数から見込みます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	妊娠届出数	件	60	60	60	60	60
	1組当たり 面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	回	180	180	180	180	180
確 保 方 策	こども家庭セ ンターにおけ る面談実施 合計回数	回	180	180	180	180	180

(20) 産後ケア事業

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

【量の見込み】

これまでの利用実績から全産婦数あたりの利用見込産婦数を算出し、推計産婦数を乗じて見込みます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	12	12	12	12	12
確保方策	人日	12	12	12	12	12

(21) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等を利用していない満3歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供します。

【実施方針】

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握を行い、実施に向けた体制整備に努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進と地域におけるそれぞれの役割

「久山町こども計画」における施策の推進のために、子育て家庭やこども・若者のみならず、保育所、幼稚園、学校、企業、地域が緊密に連携し、町全体が一体となった支援を行うことが重要です。

(1) 家庭の役割

子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本認識の下に、家族一人ひとりが積極的に役割を果たすことが望めます。そのため、子育て支援や地域の情報などについて自主的に情報収集や学習を行い、こども・若者の成長とともに保護者自身も成長していくことが大切です。

また、保護者はこども・若者に対し、一人の人格をもった主体として尊重しながら向き合う必要があります。

さらに、保護者は家庭内のみならず、地域活動を通して人々とのつながりを持ち、様々な子育て支援に参加することにより地域社会と連携や協力することも大切です。

(2) 地域の役割

地域及び社会全体が協力してこども・若者を育てていくという意識を持ち、子育て家庭やこども・若者に対する理解を深め、見守りや手助け、地域活動などの支援をすることが重要です。

(3) 町の役割

本計画の施策及び事業について総合的な推進を図るとともに、子育て家庭やこども・若者が充実した生活を送れるよう、町民に広く周知及び啓発を行います。

また、庁内各課や町内外の関係機関と連携しながら、子育て家庭やこども・若者が抱えている課題の把握や解消に向けた体制の整備を進め、支援の充実に努めます。

(4) 県・国の役割

都道府県や国は、市町村における子育て支援やこども・若者への育成支援、ならびに支援給付等が適正かつ円滑に実施されるよう必要な施策を講じる役割があります。

また、情報の提供共有を行うなど、市町村、都道府県、国それぞれが相互に連携を図りながら、状況に応じた支援をする役割があります。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況及び事業の成果について、計画年度毎の定期的な点検や評価を行い、評価に基づいて事業の見直しや改善を進めていきます。

その際には、「久山町子ども・子育て会議」を定期的に開催し、点検・評価について検討や意見聴取を行っていきます。

また、子育てや子ども・若者をとりまく社会的情勢や国の制度などに大きな変動や新たな課題が発生した場合は、必要に応じてアンケートやヒアリング等による住民意見の聴取を実施し、不定期の「久山町子ども・子育て会議」の開催などによる、事業の調整や充実に向けた適切な対応を図ります。

3 久山町こども計画の指標及び目標値

(1)「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

No.	項 目	対象等	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	出 典
1	「生活に満足している」と思うこどもの割合	小学生	84.4%	90.0%	子ども・若者計画調査
		中学生	66.1%	70.0%※	
2	「今、幸せだ」と思うこども・若者の割合	小学生	97.2%	増加	
		中学生	84.7%	95.0%	
		15～39 歳	86.4%	95.0%	
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	小学生	73.4%	80.0%	
		中学生	67.8%	75.0%	
		15～39 歳	74.2%	80.0%	
4	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	15～39 歳	84.6%	90.0%※	
5	「どこかに助けってくれる人がある」と思うこども・若者の割合	小学生	78.9%	85.0%	
		中学生	52.5%	60.0%	
		15～39 歳	91.7%	95.0%	
6	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	小学生	81.7%	90.0%	
		中学生	71.2%	80.0%※	
		15～39 歳	75.7%	80.0%※	

※こども大綱による国の目標値

(2) こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

No.	項 目		現状値	目標値 (令和 11 年)	出 典
1	こどもの貧困率		12.5%	減少	子どもの貧困対策計画 調査（令和6年）
2	電気・ガス・水道料金の未払い経験	電気	1.4%	減少	
		ガス	1.4%	減少	
		水道	0.9%	減少	
3	食料又は衣服が買えない経験	食料	13.0%	減少	
		衣服	14.4%	減少	
4	小・中学校における不登校児童・生徒数	小学生	14 人	減少	庁内資料（令和5年度）
		中学生	22 人	減少	
5	50 歳時点の未婚率	男性	26.0%	減少	国勢調査（令和2年）
		女性	16.3%	減少	
6	合計特殊出生率		1.67‰	増加	人口動態統計特殊報告 （平成30年～令和4年の 平均値）
7	出生数		59 人	増加	人口動態調査 （令和5年）
8	男性の育児休暇取得率		11.9%	増加	子ども・子育て支援事業 計画ニーズ調査 （令和6年）

第7章 資料編

1 久山町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 6 日

久山町条例第 15 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。) 第 72 条第 1 項の規定に基づき、久山町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(改正(令 6 条例第 8 号))

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(改正(令 6 条例第 8 号))

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める子育て関係者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(改正(平 31 条例第 1 号))

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日条例第 1 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 11 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 久山町子ども・子育て会議の構成委員

区 分	氏 名	所属団体・役職名	備 考
子育て関係者	阿 部 晴 江	主任児童委員	
	中 島 恭 子	町立ひさやま保育園杜の郷 園長	
	乙 須 淑 子	久山かじか保育園 園長	
	時 廣 妙 子	レスポアール久山 副館長	◎ 委員長
	永 松 節 子	久山町社会教育委員の会 委員	
	藤 野 圭 亮	久山町社会福祉協議会 職員	○ 副委員長
	長 末 智 也	山田小学校PTA 会長	
	岡 野 真 臣	久原小学校PTA 会長	
	佐 伯 裕里子	子育て支援なかよしグループ	
	渡 邊 由里子	町立けやきの森幼稚園 園長	
学識経験者	山 口 紀美代	元精華女子短期大学非常勤講師 ファミリー・サポート・センター講習会講師	

3 久山町子ども・子育て会議の開催経過

	開催日	協議内容
令和5年度 第1回	令和6年3月15日	◆ 委員委嘱状交付 ◆ 久山町こども計画について ◆ 久山町の子ども・子育て支援に係る現状 ◆ アンケート調査結果の報告
令和6年度 第1回	令和6年8月23日	◆ 委員長・副委員長選出 ◆ 久山町こども計画について ◆ 計画策定までのスケジュールについて ◆ アンケート調査結果の報告
令和6年度 第2回	令和6年11月14日	◆ 久山町こども計画（骨子案）について ◆ 久山町のこども・若者を取り巻く現状 ◆ 第2期子ども・子育て支援事業計画における施策評価について ◆ こどもや若者、子育て家庭を取り巻く課題について ◆ 久山町こども計画の施策体系について
令和6年度 第3回	令和6年12月25日	◆ 久山町こども計画（素案）について ◆ 将来推計人口について ◆ 計画の基本理念 ◆ 施策の展開について ◆ 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
令和6年度 第4回	令和7年3月12日	◆ 久山町こども計画（素案）について
令和7年3月19日		答申

4 久山町子ども・子育て会議事務局

事務局	氏 名	所 属
	稲 永 み き	福祉課 課長
	今 村 春 美	福祉課 課長補佐
	山 下 友紀子	福祉課 係長（子育て支援担当）
	小 野 友 輔	福祉課 主査（子育て支援担当）
	井 上 浩 希	教育課 指導主事（学校教育担当）
	高 崎 育 美	健康課 主任主事（母子保健担当）

5 用語解説

英数字	
1号認定	3歳から5歳までのこどものうち、幼稚園・認定こども園で、学校教育を希望するこどもに対する利用認定。（新制度に移行しない「確認を受けない幼稚園」を除く。）
2号認定	3歳から5歳までのこどものうち、保育の必要性を認めるこどもに対する利用認定。
3号認定	0歳から2歳までのこどものうち、保育の必要性を認めるこどもに対する利用認定。
N Pプログラム	0歳から5歳までのこどもをもつ親を対象とした、自分にあった子育ての仕方を学ぶことを目的とした、「完璧な親なんていない」プログラムのこと。 N P = Nobody's Perfect の略。
P T A	父母と先生の会、保護者と教職員の会とも訳される、社会教育法10条に拠る社会教育団体（任意団体）で単位P T Aと呼ばれる学校単位の活動が基本。こどもたちの健やかな成長のために、親と教師が協力し、連携を深め、お互いに学びあうための団体。 P T A = Parent-Teacher Association の略。
Q Uアンケート	児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するアンケート。 Q U = Questionnaire-Utilities の略。

あ 行	
赤ちゃん訪問	第5章 2－（5）「乳児家庭全戸訪問事業」（P.81）を参照
アンビシャス広場	豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つ（アンビシャスな）たくましい青少年の育成をめざす福岡県の県民運動（青少年アンビシャス運動）の一環。地域の大人たちが見守るこどもたちの居場所づくり。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

か 行	
学童保育	第5章 2－（3）「放課後児童健全育成事業」（P.80）を参照
粕屋保健医療圏	二次保健医療圏。初期の診断・治療を担う一次保健医療圏、一般的な入院・治療を担う二次保健医療圏、特殊な医療を担う三次保健医療圏がそれぞれ設定されている。
ゲストティーチャー	指導者として特別に学校に招いた一般の人々。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均をとった指標。
子育て支援センター	用語解説「地域子育て支援センター」を参照。
子ども会育成会	子ども会や学区等を単位に、子ども会活動を支える保護者や地域の協力者(育成者)で構成され、子ども会活動の円滑な運営を図るための側面的援助とこどもたちのよりよい理解者としての資質をみがくための活動等を行う。
子ども・子育て会議	有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組み。国が設置する会議と地方自治体が設置する会議がある。
子ども・子育て支援法	平成 24 年 8 月に成立した、教育保育の給付等子ども・子育て支援について規定した法律。
子ども 110 番の家	こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、被害を受けたとき、助けを求めることができる、地域住民の家や事業所。こどもを守るボランティア活動の 1 つ。
コミュニティ・スクール	地域住民や保護者などから構成された学校運営協議会のもとに、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる制度。

さ 行	
児童館	用語解説「児童厚生施設」を参照。
児童厚生施設	児童福祉法第 40 条に規定する、「児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」を目的とする施設。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。
シニアクラブ	老人福祉法における援助対象団体で、地域を基盤とし、おもに高齢者を会員とする自主的な組織で、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を持つ。
食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、法に定める身体障がいの範囲・程度に該当する者に対して交付される手帳。障がいの程度により 1 級から 6 級までの障害等級がある。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。
スクールサポーター	警察署と学校・地域のパイプ役として、少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う、警察署の再雇用職員または専門知識を有する人材。
スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のことで、問題を抱える児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けのほか、関係機関との連携や学校内の体制づくりなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行う。
青少年補導員	少年非行等の早期発見補導及び要保護少年に対する活動や有害環境の排除等の非行防止に直結した活動を行う、民間協力者。
精神保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づき交付される手帳。精神疾患がある人のうち、精神障がいのため日常生活又は社会生活に制限のある人の社会復帰や社会参加の促進を目的としている。精神疾患の程度、能力障がいの程度により 1 級から 3 級までの障害等級がある。

た 行	
地域子育て支援センター	地域子育て支援拠点事業等を実施する施設。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定された、市町村がこどもと子育てを支援するための事業。
特別支援教育コーディネーター	児童生徒への適切な支援のために、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役や保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う。
届出保育所	用語解説「認可外保育所」を参照。

な 行	
認可外保育施設	保育所として、都道府県の認可を受けていない保育施設。都道府県知事に届出の義務があり、福岡県では届出保育施設としている。
認可保育所	保育所として、都道府県の認可を受けている保育施設。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。

は 行	
パブリックコメント	意見公募手続制度（パブリックコメント制度）。行政機関等が命令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とする手続き制度。行政手続法に基づく。
バリアフリー	障がいのある人が地域の中で通常に暮らせる社会づくりを目指して、障がいのある人の社会参加を困難にしている物理的、制度的、心理的な障壁（バリア）を除去しようとする考え。
ハローワーク	公共職業安定所。職業紹介事業を営む主体として、国によって運営されている。
ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。
フレンドリータウン協定	自治体とスポーツクラブが相互に協力し友好関係を保持することにより、スポーツを通じた地域振興や青少年の健全な育成、住民の健康増進等を目的とした協定。
ベビーシート	授乳施設やトイレに設置し、乳児を寝かせて、おむつ交換等できるシート。
母子父子寡婦福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉法の基づく、都道府県の福祉資金貸し付け事業。

や 行	
夜間養護等事業	トワイライトステイ事業ともいう。保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護、その他の日常生活上の世話などを過度に行っているこども・若者のこと。
幼稚園	学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

ら 行	
療育手帳	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により、知的障がいのある人(児童)に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援助を受けやすくすることを目的としている。

わ 行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と家庭生活や地域活動・趣味などの私生活を調和させ、その両方を実現させることで、相乗効果を高めようとする考え方。また、そのための取り組みのこと。